

坂東市地域防災計画

資料編

令和5年3月

坂東市

目次

[条例等]	1
○坂東市防災会議条例	1
○防災会議委員	3
○坂東市災害対策本部条例	4
[防災関係機関・組織]	5
○防災関係機関連絡先一覧	5
○自主防災組織数	9
○指定給水装置工事事業者	10
○排水設備指定工事事業者	15
○協定締結建設事業者	19
[救護施設]	21
○避難所・避難場所一覧	21
○医療機関一覧	24
○介護サービス事業所一覧	26
○医薬品販売業者一覧	27
○備蓄状況一覧	28
○救援物資集積所	30
[消防・水防施設]	31
○危険物製造所等の現況	31
○火薬等取締対象施設の現況	31
○消防水利の設置状況	31
○消防車両配置状況	32
○消防職員及び消防団員数	33
○消防署及び消防団の担当地区	34
○水防倉庫及び資機材一覧	37
○重要水防箇所	38
○重要水防箇所評定基準	45
○各河川の水位標の位置、通報水位、警戒水位	47
[輸送・通信]	48
○庁用車両の現況	48
○緊急輸送道路一覧	52
○本市の道路の現況	53
○都市計画道路一覧	55
○本市の橋梁の現況	56
○ヘリコプター離着陸場	57

○緊急通行車両標章	58
○通行の禁止又は制限するときの標示	58
○緊急通行車両確認証明書	59
○緊急輸送車両確認証明書	60
○防災行政無線設置一覧	61
○災害時優先電話設置状況一覧	63
[危険箇所]	65
○土砂災害警戒区域等指定箇所一覧	65
[応援協定等]	66
○応援協定等一覧	66
[様式等]	77
○火災・災害等即報要領報告様式	77
○被害状況報告表	83
○小災害救助補助金交付申請書	84
○小災害救助状況調書	85
○河川施設災害・水防活動・一般被害・避難状況報告書	86
○水防てん末報告書	87
○防災ヘリコプター緊急運航要請書	88
○災害派遣要請依頼書	90
○災害派遣部隊撤収依頼書	91
○被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書	92
[その他]	93
○茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表	93
○気象庁震度階級	97
○指定文化財一覧	102
○被災者生活再建支援金支給対象要援護世帯一覧	105
○浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	106
○地区防災計画一覧	108

[条 例 等]

○坂東市防災会議条例

平成17年3月22日

条例第127号

改正 平成25年9月12日条例第17号

平成26年3月7日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、坂東市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 坂東市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の規定により水防計画を調査し審議すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、40人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員の中から市長が任命する者
- (2) 茨城県の知事の部内の職員の中から市長が任命する者
- (3) 茨城県警察の警察官の中から市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員の中から指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防職員の中から市長が任命する者
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員の中から市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は識見のある者のうちから市長が任命する者
- (10) その他特に必要と認め、市長が任命する者

6 前項第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成25年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

○防災会議委員

区 分	委 員
第3条2項 会長	市長
1号委員 指定地方行政機関	国土交通省利根川上流河川事務所目吹出張所長 農林水産省関東農政局茨城県拠点地方参事官 陸上自衛隊東部方面後方支援隊第102施設直接支援大隊長
2号委員 茨城県	茨城県県西県民センター長 茨城県境工事事務所長 茨城県古河保健所長 茨城県県西農林事務所坂東地域農業改良普及センター長 茨城県境土地改良事務所長
3号委員 茨城県警察本部	茨城県境警察署長
4号委員	副市長、総務部長、企画部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業経済部長、 都市建設部長、教育部長、上下水道部長、会計管理者、市長公室長、 議会事務局長
5号委員 教育長	教育長
6号委員 消防団長	坂東市消防団長
7号委員 西南広域消防	坂東消防署長
8号委員 指定公共機関	東京電力パワーグリッド株式会社竜ヶ崎支社長 東日本電信電話株式会社茨城支店長 一般社団法人茨城県きぬ医師会坂東支部長 岩井農業協同組合代表理事組合長 茨城むつみ農業協同組合代表理事組合長 坂東市商工会長 鶴戸沼土地改良区理事長 七郷中川土地改良区理事長 茨城南総土地改良区理事長
9号委員 自主防災組織を構成す る者又は識見のある者	坂東市区長会連合会長 防災士 坂東市防災パトロール員連絡会長
10号委員 その他特に必要と認め 任命するもの	女性委員

○坂東市災害対策本部条例

平成17年3月22日

条例第128号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、坂東市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員の中から災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

〔防災関係機関・組織〕

○防災関係機関連絡先一覧

1 市

名 称	所 在 地	電 話 番 号
庁舎	坂東市岩井 4365	0297-35-2121
さしま窓口センター	坂東市山 2730	0280-88-0111

2 県

名 称	所 在 地	電 話 番 号
県庁 防災・危機管理課	水戸市笠原町 978-6	029-301-2885
消防安全課		029-301-2896
防災航空室		029-857-8511
原子力安全対策課		029-301-2916
河川課		029-301-4490
県西県民センター 総務課	筑西市二木成 615 筑西合同庁舎内	0296-24-9061
境工事事務所	境町西泉田 1293	0280-87-1231
古河保健所	古河市北町 6-22	0280-32-3021

3 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
関東農政局 土浦地域センター	土浦市荒川沖東 2-15-27	029-843-6875
利根川上流河川事務所 防災対策課	埼玉県久喜市栗橋北 2-19-1	0480-52-3956
目吹出張所	千葉県野田市目吹 1482	04-7122-3014
水戸地方气象台	水戸市金町 1-4-6	029-224-1106
常総公共職業安定所	常総市水海道天満町 4798	0297-22-8609

4 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
第一施設団（古河駐屯地）	古河市上辺見 1195	0280-32-4141
施設学校（勝田駐屯地）	ひたちなか市勝倉 3433	029-274-3211

5 警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
境警察署	境町長井戸 51-27	0280-86-0110
岩井地区交番	坂東市岩井 2892-3	0297-35-0053
飯島駐在所	坂東市幸田 1473-7	0297-35-4324
猫実駐在所	坂東市猫実 1474-1	0297-39-2154
矢作駐在所	坂東市矢作 42-4	0297-38-2110
沓掛駐在所	坂東市沓掛 4993-5	0297-44-0110

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便株式会社 岩井飯島郵便局	坂東市幸田新田 4297-3	0297-35-1905
岩井小山郵便局	坂東市小山 973-1	0297-38-2936
岩井長須郵便局	坂東市長須 3654-1	0297-35-1904
岩井辺田郵便局	坂東市辺田 526-2	0297-35-1903
岩井郵便局	坂東市岩井 4635-2	0297-35-8001
岩井弓田郵便局	坂東市弓田 2344-2	0297-35-1902
生子菅郵便局	坂東市生子 2180-1	0280-88-0300
神大実郵便局	坂東市猫実 1551-1	0297-39-2931
逆井山郵便局	坂東市逆井 2559-1	0280-88-1029
猿島郵便局	坂東市沓掛 4995-1	0297-44-2001
七重郵便局	坂東市上出島 23-2	0297-34-2439
七郷郵便局	坂東市大崎 1334-34	0297-38-2935
日本赤十字社 茨城支部	水戸市小吹町 2551	029-241-4516
日本放送協会 水戸放送局	水戸市大町 3-3-4	029-232-9882
東日本電信電話株式会社 茨城支店（災害対策室）	水戸市北見町 8-8	029-232-4825
KDDI株式会社 水戸支店	水戸市泉町 1-2-4	029-228-6671
株式会社NTTドコモ 茨城支店	水戸市宮町 1-1-83	029-300-0160
東京電力株式会社 茨城支店	水戸市南町 2-6-2	029-225-1511
株式会社 茨城放送	水戸市千波町 2084	029-244-2121
鶴戸沼土地改良区	坂東市長谷 4614-3	0297-35-0063
七郷中川土地改良区	坂東市法師戸 321-2	0297-38-1127
茨城南総土地改良区	坂東市沓掛 3606	0297-44-2013

7 消防

名 称	所 在 地	電 話 番 号
茨城西南広域消防本部	古河市中田 1683-9	0280-47-0119
坂東消防署	坂東市辺田 644-2	0297-35-2129
寺久分署	坂東市寺久 373-4	0297-34-2104
猿島分署	坂東市山 2793-3	0280-88-0400
飯島出張所	坂東市幸田新田 60-6	0297-35-8171
七郷出張所	坂東市矢作 1159-4	0297-38-1661

8 清掃施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
さしま環境管理事務組合	境町長井戸 1734-1	0280-87-0609
常総衛生組合	つくばみらい市小絹 1450	0297-52-3037

9 公共の団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
坂東市商工会	坂東市岩井 3230-1	0297-35-3317
茨城むつみ農協 本店	境町長井戸 23	0280-87-1161
猿島中央支店	坂東市市山 2757-1	0280-88-0251
J A 岩井 岩井本店	坂東市岩井 2229	0297-35-8331
岩井支店	坂東市岩井 2741-3	0297-35-0043
営農センター	坂東市鶴戸 428-15	0297-35-8338
弓馬田支店	坂東市馬立 1027-3	0297-35-0134
神大実支店	坂東市猫実 1475-1	0297-39-2903
中川支店	坂東市長谷 2670-1	0297-38-2552
長須支店	坂東市長須 3649-4	0297-35-0354
七重支店	坂東市駒躰 936	0297-34-2321
七郷支店	坂東市矢作 65-1	0297-38-2706
関東鉄道株式会社 水海道営業所	常総市水海道高野町 315-2	0297-22-0452
一般社団法人 茨城県きぬ医師会	常総市新井木町 13-3	0297-23-1771
一般社団法人 猿島郡医師会	境町 2190 (茨城西南医療センター病院内)	0280-87-6634
一般社団法人 茨城西南歯科医師会	古河市横山町 1-8-37 (橋本歯科医院内)	0280-22-0079
社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会	坂東市辺田 48	0297-35-4811

10 近隣市町

市 町 名	防災主管課	所 在 地	電 話 番 号
境 町	防災安全課	境町 391-1	0280-81-1307
五霞町	生活安全課	五霞町小福田 1162-1	0280-84-1111
常総市	防災危機管理課	常総市水海道諏訪町 3222-3	0297-23-2111
古河市	消防防災課	古河市下小野 2248	0280-92-3111
八千代町	消防交通課	八千代町大字菅谷 1170	0296-48-1111
つくばみらい市	防災課	つくばみらい市福田 195	0297-58-2111
守谷市	交通防災課	守谷市大柏 950-1	0297-45-1111
つくば市	危機管理課	つくば市研究学園 1-1-1	029-883-1111
野田市	防災安全課	野田市鶴奉 7-1	04-7125-1111

○自主防災組織数

令和4年4月1日現在

地区名	行政区数	組織数(地区数)	資機材整備組織数
岩井	48	48(48)	40
弓馬田	5	5(5)	4
飯島	9	9(9)	6
神大実	12	12(12)	11
七郷	11	11(11)	11
中川	11	11(11)	11
長須	12	12(12)	11
七重	7	7(7)	7
生子	8	8(8)	8
菅谷	4	4(4)	4
逆井	8	8(8)	8
山	4	4(4)	4
沓掛	11	11(11)	11
内野山	5	5(5)	5
計	155	155(155)	141

○指定給水装置工事事業者

令和4年8月3日現在

指定 番号	事業者名	住所	電話番号
1	(有)古矢ポンプ店	坂東市岩井 2238	0297-35-0261
3	(有)飯田さく泉ポンプ店	坂東市富田 658-3	0297-34-2718
4	㈱よこはり	坂東市岩井 2874-9	0297-35-1316
5	(有)堀越設備	坂東市猫実 900-1	0297-39-2007
6	(有)風見設備	坂東市長須 5009-2	0297-35-2656
7	(有)追分商事	坂東市岩井 3375-5	0297-35-2318
8	広瀬設備工業	坂東市岩井 3568-4	0297-35-1778
10	(有)三村設備	坂東市みむら 750-3	0297-34-3828
11	(有)茨大工業	坂東市上出島 109-1	0297-34-3800
12	(有)長谷設備	坂東市長谷 43-1	0297-35-5981
13	(有)たきもと	坂東市長谷 2077-2	0297-35-4692
14	(有)保土田商店	坂東市矢作 308	0297-38-2021
15	㈱のぐち	坂東市辺田 790	0297-35-7108
20	樋口電機商会	坂東市大口 2048-4	0297-39-2546
23	飯田設備	坂東市借宿 661-73	0297-34-3922
25	木村設備社	坂東市内野山 690	0297-44-3089
26	張替機械さく泉工業	坂東市岩井 4112	0297-35-1380
28	㈱ゴヨー	古河市仁連 1903-2	0280-77-0105
29	(有)大和田鉄工	守谷市ひがし野 1-25-5	0297-48-0212
31	東葛保安サービス	坂東市長須 2374-2	0297-35-5077
32	㈱秋葉工業	常総市五郎兵衛新田町 574	0297-24-2665
34	白石エンジニア建設㈱	坂東市小山 1195-11	0297-38-1415
35	伊奈工業㈱	つくばみらい市城中 359	0297-58-6168
36	㈱館野設備工業	守谷市松並 2024-79	0297-48-3019
37	(有)ヤマト後藤商店	坂東市長須 2064-1	0297-35-2362
38	㈱大島設備工業	千葉県野田市関宿江戸町 31-4	0471-96-0133
41	(有)亀屋	坂東市沓掛 3879-2	0297-44-2056
42	(有)倉持鉄工設備	常総市菅生町 3040	0297-27-0355
43	木村設備	常総市篠山 231-2	0297-42-5230
44	㈱宮越設備工業	つくば市田倉 5192-19	0298-47-2933
45	㈱新和コーポレーション	筑西市折本 333-24	0296-24-5673
47	北島ポンプ興業㈱	常総市水海道湊頭町 3099	0297-22-0645
48	㈱大山設備	守谷市百合ヶ丘 2-2694-40	0297-48-0235

指定 番号	事業者名	住所	電話番号
54	㈱山広建設	坂東市寺久 1300-47	0297-34-3907
55	㈱イワイアイテック	坂東市長須 1495-1	0297-36-2726
56	(有)三和設備工業	常総市箕輪町 79	0297-22-5141
58	㈱平建設	古河市諸川 2014	0280-76-7840
61	小口設備工業㈱	下妻市今泉 130-1	0296-44-3390
62	(有)倉持工業	境町 1067	0280-87-0664
63	(有)関根設備工業	古河市山田 328-3	0280-78-0248
66	協栄設備	坂東市沓掛 6228	0297-44-2665
67	積和建設東関東㈱ 常葉支店	守谷市百合ヶ丘 3-2642-1 2F	0297-21-1211
68	小磯設備	常総市坂手町 2215	0297-27-0062
69	㈱茨大	坂東市生子 1846	0280-88-0128
72	(有)ファースト電化	坂東市沓掛 1656	0297-44-2054
75	㈱東研	境町 1437-7	0280-87-1245
77	㈱小島ポンプ	常総市水海道山田町 1167	0297-22-0140
80	野口設備工業	坂東市逆井 1037	0280-88-1003
81	(有)飯島興産	五霞町大字小福田 1235-25	0280-84-0023
82	㈱プロテック	古河市女沼 46-3	0280-92-9500
84	(有)サークル設備	龍ヶ崎市貝原塚町 3000 番地 3	0297-62-3870
85	金子サク泉工業所	坂東市内野山 228	0297-44-2344
86	㈱文道電気	守谷市本町 3441-7	0297-48-1295
87	㈱石塚建設	坂東市鶴戸 406-7	0297-35-0760
88	㈱たばやし	桜川市真壁町山尾 455	0296-54-0435
89	岩佐設備工業所	坂東市菅谷 644	0280-88-7139
90	飯村水道	坂東市山 1316	0280-88-1545
93	(有)鶴巻石油	坂東市逆井 2842-2	0280-88-1445
94	(有)稲毛田総合設備	境町大字長井戸 1631-3	0280-87-1302
95	ライフページサクライ	坂東市生子新田 854-8	0280-88-0831
96	飯倉さく泉	坂東市生子新田 116	0280-88-0486
97	(有)三和設備工業	坂東市生子 2730	0280-88-0014
99	(有)金久保石油	坂東市菅谷 1251-1	0280-88-0126
101	諸川住設	古河市諸川 716-2	0280-76-2265
105	㈱ヤナシマ	下妻市下木戸 343-1	0296-43-6271
109	㈱ウォータープランニング	結城市大字結城 429	0296-32-2515
112	(有)水工設備	栃木県小山市犬塚 7-20-1	0285-27-3922
117	(有)片見設備工業	つくばみらい市福岡 1425-1	0297-52-5804
118	いなほ工業㈱	つくばみらい市上島 848	0297-58-0382

指定 番号	事業者名	住所	電話番号
120	(株)カワコー	古河市鴻巣 1198-4	0280-48-4848
121	(株)豊和建设	坂東市逆井 1678-5	0280-88-7791
125	(株)クラシアン	横浜市港北区新横浜 1-2-1	0120-500-500
126	(有)新和工業	かすみがうら市下稻吉 3972	0298-32-0560
129	串田設備	下妻市鬼怒 182-4	0296-45-0705
130	(株)川田組	栃木県鹿沼市茂呂 2539-5	0289-76-1310
131	(有)黒江設備	つくば市島名 2713-1	0298-39-5551
132	(株)カワイ	笠間市矢野下 399	0296-77-4555
134	(有)J S K	千葉県柏市千代田 2-12-3	0297-58-3670
135	(株)ヤマグチ	埼玉県久喜市佐間 290-2	0480-52-5570
136	(株)イシダ	龍ヶ崎市城内 3-7-8	0297-64-7839
137	栄設備工業	常総市本石下 2026	0297-42-4054
138	(株)橘設備	古河市前林 1908-3	0280-92-8212
139	(有)広瀬設備	八千代町大字瀬戸井 271-2	0296-48-1991
140	(株)セブン	筑西市羽方 931	0296-21-0006
141	(株)坂巻工業	坂東市逆井 6260-3	0280-88-1539
142	(株)野村住設工業	下妻市小島 490-3	0296-44-3251
143	(株)クロカワ	つくば市西高野 913	0298-65-0360
144	(株)岡野設備工業所	土浦市乙戸南 3-13-26	0298-42-2830
145	(有)青木土建	坂東市生子新田 150-1	0280-88-0302
146	大倉商事(株)	坂東市沓掛 4083-1	0297-30-3801
147	(株)アクアサービス	土浦市荒川沖 61-7	0298-42-7321
148	(有)テクノオウル	埼玉県和光市白子 2-7-33	0484-63-6683
149	(株)平田設備	境町大字百戸 235-5	0280-87-8544
150	つくばね石油(株)	つくば市大貫 205	029-867-2011
151	(株)テックワン	土浦市小山田 2-87	029-856-7111
152	(有)島田重建	坂東市菅谷 1111	0280-88-8691
153	(有)為我井設備工業	八千代町大字佐野 344-2	0296-49-0645
154	島田工業(株)	坂東市菅谷 2130-1	0280-88-7572
155	(有)松村設備	龍ヶ崎市 4223-2	0297-64-8082
156	(株)大進工業	常総市川崎町甲 841	0297-22-7678
157	(有)篠塚工業所	境町大字塚崎 2585	0280-87-1219
158	永井設備工業	古河市尾崎 2071-5	0280-76-9050
159	(株)いしやま	龍ヶ崎市貝原塚町 3604-3	0297-85-5775
160	矢作商事(株)	坂東市矢作 1913	0297-30-2223
161	(株)稲葉工業	結城市大字結城 7188-12	0296-32-1412

指定 番号	事業者名	住所	電話番号
162	(有)柳田設備工業	筑西市桑山 1999-3	0296-57-9221
163	(株)神立設備	つくば市北条 5015	029-867-1230
164	(株)スタイルデザイン	坂東市逆井 3914	0280-88-0636
165	(有)吉原設備工業	常総市三坂町 988	0297-22-9828
166	つかはら設備工業	桜川市真壁町塙世 882-3	0296-55-4907
167	(株)岡村工業	古河市諸川 1013-1	0280-23-5893
168	(株)田村建設	坂東市法師戸 375	0297-38-1980
169	セキ設備建設(株)	古河市南町 1-18	0280-32-7663
170	ダイセーE x t(株)	古河市磯部 540-1	0280-23-1363
171	(有)グットライフ	栃木県小山市平和 236-1	0285-45-8087
173	(有)倉本設備	結城市大字結城 8699-6	0296-32-4692
174	板倉設備	常総市新石下 339-6	0297-42-2345
175	(株)中島	つくば市上横場 1905-7	029-836-1791
176	(株)大木組	常総市鴻野山 1725-1	0297-43-7879
177	(株)岩瀬双葉	桜川市中泉 332-1	0296-76-1561
178	セキ工業(株)	水戸市金谷町 292-1	029-253-3469
179	(株)アイダ設計	さいたま市大宮区桜木町 2-286	048-726-8613
180	(株)モロエ設備	筑西市飯島 273-1	0296-28-8785
181	(有)サトウ住設	埼玉県春日部市水角 848	048-718-3600
182	丸大燃工(株)	水戸市酒門町 4456-5	029-247-1880
183	(有)鹿久保設備	境町大字蛇池 531-19	0280-87-3357
184	(株)テックフィールド	つくば市市之台 82-2	029-839-9575
185	(株)イースマイル	大阪市中央区瓦屋町 3-7-3	06-7739-2525
187	(株)光設備	利根町立木 1091-2	0297-68-5905
188	皆藤設備	取手市井野団地 1-7-403	0297-77-0401
189	(株)セバタ	筑西市横塚 1371-4	0296-47-3412
190	(株)パイプマン	水戸市東野町字東割 264-1	029-350-8072
191	タイヨー設備(有)	埼玉県春日部市武里中野 472-1	048-737-0841
192	(株)伊藤住設	千葉県柏市豊四季 1008-2	04-7142-7091
193	(有)ミズノ工業	ひたちなか市馬渡 3568	029-275-1277
194	(株)カワムラ	境町 59 番地	0280-87-0143
195	セツビ工業(株)	坂東市沓掛 4240-7	0297-44-3557
196	(株)アクアライン	広島市中区上八丁堀 8-8 ㌺ 6F	082-502-6639
197	水道設備工事 スズショウ	小山市西城南 7-13-22	0285-27-3546
198	林設備	常総市大沢 2013-13	0297-42-1562
199	(株)東野	茨城町大字長岡 3523-37	0298-41-2202

指定 番号	事業者名	住所	電話番号
200	(有)渡部	守谷市御所ヶ丘 2-7-11	0297-45-9878
201	(株)フジコー	水戸市浜田 1 丁目 19 番 13 号	029-224-0550
202	太田設備	結城郡八千代町久下田 447 番地	090-5320-4555
203	(株)影山設備	下妻市高道祖 309-103	0296-43-9338
204	昭和管工事(株)	つくば市倉掛 858 番地 1	029-851-3371
206	(株)佐久間設備	ひたちなか市柳沢 469-3	029-219-9972
207	クラウド(株)	石岡市小屋 417	0299-57-1195
208	トヨシマ水工(株)	つくばみらい市川崎 382	0297-21-2261
209	(株)高野水道工業	つくば市上横場 1928-3	029-836-0541
210	豊工業(有)	千葉県野田市花井 19-1	04-7124-5294
211	(株)ザイマックス	東京都港区赤坂 1 丁目 1 番 1 号	03-3596-1416
212	(株)ベストライフ	稲敷郡阿見町実穀 1359-1	029-886-4474
213	滝沢設備	結城市大字結城 6960-3	0296-33-5171
214	(有)川面設備	猿島郡境町大字若林 467-2	0280-86-5706
215	(株)大川設備	茨城県守谷市本町 3911-2	0297-45-9360
216	(株)エスブロック	千葉県柏市岩井 296-1	04-7193-0800
217	(株)ライフエナジー	千代田区平河町 1-6-15 USビル 8F	0120-033-003
218	宮本興業(株)	埼玉県加須市北小浜 227-2	0480-31-7296
219	荏原住宅設備(株)	東京都品川区戸越 6-14-10	03-5702-2355
220	(株)ケーブルミング	埼玉県鴻巣市箕田 3902-1	048-538-7325
221	(株)丸山設備	埼玉県加須市新川通 420-5	0480-53-3040
222	(有)豊永プランニング	千葉県佐倉市ユカリが丘 6-8-1	043-488-3399
223	針谷工業(株)	坂東市沓掛 5203-1	0297-33-9283

○排水設備指定工事事業者

令和5年3月8日現在

指定 番号	事業者名	住所	電話番号
1	(有)古矢ポンプ店	坂東市岩井 2238	0297-35-0261
2	(有)茨大工業	坂東市上出島 109-1	0297-34-3800
5	(有)間中水道	坂東市長須 5003	0297-35-3433
6	(有)たきもと	坂東市辺田 1359-71	0297-35-4692
7	(有)堀越設備	坂東市猫実 900-1	0297-39-2007
10	(有)三村設備	坂東市みむら 750-3	0297-34-3828
11	(有)飯田さく泉ポンプ店	坂東市富田 658-3	0297-34-2718
12	(有)長谷設備	坂東市長谷 43-1	0297-35-5981
14	広瀬設備工業	坂東市岩井 3568-4	0297-35-1778
15	(株)よこはり	坂東市岩井 2874-9	0297-35-1316
16	(有)風見設備	坂東市長須 5009-2	0297-35-2656
18	イナバ設備(有)	坂東市辺田 242-2	0297-35-3254
19	(株)のぐち	坂東市辺田 790	0297-35-7108
20	(有)追分商事	坂東市岩井 3375-5	0297-35-2318
21	白石エンジニア建設(株)	坂東市小山 1195-11	0297-38-1415
22	(有)藤井水道	坂東市長須 3500	0297-35-3607
24	樋口電機商会	坂東市大口 2048-4	0297-39-2546
25	張替機械さく泉工業	坂東市岩井 4112	0297-35-1380
26	(有)保土田商店	坂東市矢作 308	0297-38-2021
28	倉持水道工業	坂東市みむら 22	0297-34-2709
33	飯田設備	坂東市借宿 661-73	0297-34-3922
34	(株)山広建設	坂東市寺久 1300-47	0297-34-3907
35	(株)イワイアイテック	坂東市長須 1495-1	0297-36-2726
39	(有)亀屋	坂東市沓掛 3879-2	0297-44-2056
40	(株)館野設備工業	守谷市松並 2024-79	0297-48-3019
41	伊奈工業(株)	つくばみらい市城中 359	0297-58-6168
45	(有)ヤマト後藤商店	坂東市長須 2064-1	0297-35-2362
46	(株)大山設備	守谷市百合ヶ丘 2-2694-40	0297-48-0235
47	(株)ゴヨー	古河市仁連 1903-2	0280-77-0105
48	(株)秋葉工業	常総市五郎兵衛新田町 574	0297-24-2665
51	(株)守谷商会	守谷市百合ヶ丘 3-2787-58	0297-48-1124
55	(株)平建設	古河市諸川 2014	0280-76-7840
57	小口設備工業(株)	下妻市今泉 130-1	0296-44-3390

指定 番号	事業者名	住所	電話番号
58	(有)関根設備工業	古河市山田 328-3	0280-78-0248
60	㈱中村組	坂東市小泉 989-1	0297-38-1555
61	積和建设東関東(株) 常葉支店	守谷市百合ヶ丘 3-2642-1	0297-21-1211
62	㈱宮越設備工業	つくば市田倉 5192-19	0298-47-2933
63	㈱茨大	坂東市生子 1846	0280-88-0128
64	㈱石塚建設	坂東市鶴戸 406-7	0297-35-0760
66	(有)片見設備工業	つくばみらい市福岡 1425-1	0297-52-5804
69	㈱東研	猿島郡境町 1437-7	0280-87-1245
70	北島ポンプ興業(株)	常総市水海道淵頭町 3099	0297-22-0645
74	東葛保安サービス	坂東市長須 2374-2	0297-35-5077
78	野口設備工業	坂東市逆井 1037	0280-88-1003
79	㈱豊和建设	坂東市逆井 1678-5	0280-88-7791
84	㈱文道電気	守谷市本町 3441-7	0297-48-1295
86	㈱たばやし	桜川市真壁町山尾 455	0296-54-0435
87	(有)中村組	坂東市生子新田 177-1	0280-88-0326
88	岩佐設備工業所	坂東市菅谷 644-5	0280-88-7139
89	ライフページサクライ	坂東市生子新田 854-8	0280-88-0831
90	飯村水道	坂東市山 1316	0280-88-1545
93	(有)三和設備工業	坂東市生子 2730	0280-88-0014
94	(有)金久保石油	坂東市菅谷 1251-1	0280-88-0126
95	㈱倉持起業	坂東市逆井 3144-2	0280-88-1394
97	(有)稲毛田総合設備	猿島郡境町大字長井戸 1631-3	0280-87-1302
98	飯倉さく泉	坂東市生子新田 116	0280-88-0486
99	諸川住設	古河市諸川 716-2	0280-76-2265
100	㈱ヤナシマ	下妻市下木戸 343-1	0296-43-6271
102	金久保農機	坂東市菅谷 1027	0280-88-0687
104	(有)ファースト電化	坂東市沓掛 1656	0297-44-2054
107	木村設備社	坂東市内野山 690	0297-44-3089
109	協栄設備	坂東市沓掛 6228	0297-44-2665
110	金子サク泉工業所	坂東市内野山 228	0297-44-2344
113	㈱菊田工業	坂東市山 1548-4	0280-88-1935
114	㈱カワムラ	猿島郡境町 59	0280-87-0143
117	逆井土建(有)	坂東市逆井 1579-12	0280-88-1701
126	(有)島田重建	坂東市菅谷 1111	0280-88-8691
128	(有)西部建設工業	坂東市逆井 1721-1	0280-88-1763
129	(有)倉持工業	猿島郡境町 1067	0280-87-0664

指定 番号	事業者名	住所	電話番号
131	(有)栗崎建設	下妻市下妻丁 204	0296-44-2596
133	いなほ工業(株)	つくばみらい市上島 848	0297-58-0382
134	(株)カワコー	古河市鴻巣 1198-4	0280-48-4848
135	(株)飯島興産	猿島郡五霞町大字小福田 1235-25	0280-84-0023
137	(株)プロテック	古河市女沼 46-3	0280-92-9500
140	(有)新和工業	かずみがうら市下稲吉 3972	029-832-0560
143	小磯設備	常総市坂手町 2215	0297-27-0062
144	茨城日化サービス(株)つくば支店	下妻市鯨 2317-1	0296-30-6625
145	串田設備	下妻市鬼怒 182-4	0296-45-0705
146	(有)黒江設備	つくば市島名 2713-1	029-839-5551
149	(有)水工設備古河支店	古河市緑町 51-20	0280-32-4810
150	(株)イシダ	龍ヶ崎市城内 3-7-8	0297-64-7839
151	(株)カワイ	笠間市矢野下 399	0296-77-4555
152	(株)橋設備	古河市前林 1908-3	0280-92-8212
154	(有)染谷組	猿島郡境町大字塚崎 2950-1	0280-87-1870
156	(株)野村住設工業	下妻市小島 490-3	0296-44-3251
157	(株)クロカワ	つくば市西高野 913	029-865-0360
160	(株)アクアサービス	土浦市荒川沖 61-7	029-842-7321
161	(株)平田	猿島郡境町百戸 235-5	0280-87-8544
162	大坂建鋼(株)	常総市国生 1448	0297-42-4281
165	(有)爲我井設備工業	結城郡八千代町大字佐野 344-2	0296-49-0645
166	(有)倉持電機	坂東市辺田 1144-13	0297-35-3659
167	島田工業(株)	坂東市菅谷 2130-1	0280-88-7572
171	(株)スタイルデザイン	坂東市逆井 3914	0280-88-0636
172	栗原設備	坂東市逆井 3822	0280-88-7858
173	(株)いしやま	龍ヶ崎市貝原塚町 3604-3	0297-85-5775
175	(株)稲葉工業	結城市大字結城 7188-12	0296-32-1412
176	(有)柳田設備工業	筑西市桑山 1999-3	0296-57-9221
177	(株)神立設備	つくば市北条 5015	029-867-1230
178	(有)松村設備	龍ヶ崎市 4223-2	0297-64-8082
180	(株)岡村工業	古河市諸川 1013-1	0280-23-5893
181	(株)田村建設	坂東市法師戸 375	0297-38-1980
183	(有)倉本設備	結城市大字結城 8699-6	0296-32-4692
184	(株)中島	つくば市上横場 1905-7	029-836-1791
185	板倉設備	常総市新石下 339-6	0297-42-2345
186	(株)大木組	常総市鴻野山 1725-1	0297-43-7879

指定 番号	事業者名	住所	電話番号
187	ダイセーE x t(株)	古河市磯部 540-1	0280-23-1363
188	(株)ウォータープランニング	結城市大字結城 429	0296-32-2515
190	(株)小島ポンプ	常総市水海道山田町 1167	0297-22-0140
191	(株)アイダ設計 牛久店	牛久市中央三丁目 22 番 1 号	050-3173-2447
192	(株)モロエ設備	筑西市飯島 273	0296-28-8785
193	(有)鹿久保設備	猿島郡境町大字蛇池 531-19	0280-87-3357
194	(株)テックフィールド	つくば市市之台 82-2	029-839-9575
195	(有)グットライフ 結城営業所	結城市大字結城 7307	0296-32-2472
196	皆藤設備	取手市井野団地 1-7-403	0297-77-0401
197	(株)光設備	北相馬郡利根町立木 1091-2	0297-68-5905
198	(株)セバタ	筑西市横塚 1371-4	0296-47-3412
199	(株)新和コーポレーション	筑西市折本 333-24	0296-24-5673
201	セキ設備建設(株)	古河市南町 1-18	0280-32-7663
202	丸大燃工(株)	水戸市酒門町 4456-5	029-247-1880
203	(株)伊藤住設	守谷市本町 3342-18-106	0297-21-9222
206	(株)パイプマン	水戸市東野町 264-1	0293-50-8072
207	林設備	常総市大沢 2013 番地 13	0297-42-1562
208	株式会社 東野	東茨城郡茨城町大字長岡 3523-37	029-841-2202
209	有限会社 渡部	守谷市御所ヶ丘二丁目 7 番地 11	0297-45-9878
210	株式会社 フジコー	水戸市浜田一丁目 19 番 13 号	029-221-8700
211	タイヨー設備有限公司	常総市豊岡町乙 985 番地 1	0297-44-6142
212	イサミヤ	小美玉市小川 1366 番地 5	0299-58-2847
213	昭和管工事(株)	つくば市倉掛 858 番地 1	029-851-3371
214	佐久間設備	ひたちなか市柳沢 469 番地 3	029-219-9972
215	プラウド株式会社	石岡市小屋 417	029-957-1195
216	トヨシマ水工(株)	つくばみらい市川崎 382	0297-21-2261
217	株式会社 高野水道工業	つくば市上横場 1928-3	0298-36-0541
218	株式会社 ベストライフ	阿見町実穀 1359-1	029-886-4474
219	滝沢設備	結城市大字結城 6960-3	0296-33-5171
220	(有)川面設備	境町大字若林 467-2	0280-86-5706
221	(株)大川設備	守谷市本町 391-2	0297-45-9360
222	タカラ創業	ひたちなか市高野 3286-1	029-285-9030
223	(有)サークル設備	龍ヶ崎市貝原塚町 3000-3	0297-62-3870
224	(株)ケープランニング	坂東市筵打字内沼 965-108	0297-38-1552
225	針谷工業(株)	坂東市沓掛 5203-1	0297-33-9283
226	(株)丸山設備	埼玉県加須市新川通 420-5	0480-53-3040

○協定締結建設事業者

1 ばんどう建設業協会会員

令和4年6月10日現在

番号	企業名	代表者	住所	電話番号
1	小林建設(株)	小林 市郎	坂東市幸田 819	0297-35-0111
2	(有)関建設興業	関 晃伸	坂東市辺田 288-15	0297-35-0614
3	(有)海老原鉄工所	海老原 宏實	坂東市神田山 640-2	0297-35-0052
4	武井鉄工建設(株)	武井 俊一	坂東市小泉 532	0297-38-2250
5	(有)中山造園土木	中山 一夫	坂東市辺田 955	0297-35-0644
6	(株)石塚建設	石塚 容子	坂東市鶴戸 406-7	0297-35-0760
7	(有)マナカテクニカ	真中 聡	坂東市岩井 5302-1	0297-51-4444
8	(株)岩井造園土木	岡野 利雄	坂東市大口 2052-1	0297-39-2547
9	(有)丸力土木建材興業	風見 章	坂東市鶴戸 1145-6	0297-35-5679
10	岩仲建設(株)	間中 一吉	坂東市岩井 1616	0297-35-8776
11	(株)タカダ	高田 和男	坂東市大馬新田 32	0297-35-4563
12	(株)のぐち	野口 時男	坂東市辺田 790	0297-35-7108
13	(株)小川鉄工所	小川 一美	坂東市薙打 666	0297-38-0773
14	(有)住宅サービス	青木 一彦	坂東市辺田 342-7	0297-35-9491
15	古谷建設(株)	古谷 雄樹	坂東市木間ヶ瀬 10938	0297-35-1456
16	逆井土建(有)	逆井 秀敏	坂東市逆井 1579-12	0280-88-1701
17	(株)朝日建設	新谷 道子	坂東市逆井 1580-70	0280-88-7707
18	(有)明正工業	松本 竜也	坂東市内野山 496	0297-44-2347
19	(株)カノヤ	鹿野谷 雅人	坂東市山 2178-40	0280-88-1609
20	野口工業(有)	野口 和明	坂東市逆井 2833-29	0280-88-1644
21	(有)猿島ガーデン	大久保 吉広	坂東市生子 1847-1	0280-88-0073
22	(有)板垣造園	板垣 潤也	坂東市菅谷 486	0280-88-0015
23	(有)西部建設工業	野口 孝市	坂東市逆井 1721-1	0280-88-1763
24	(株)坂巻工業	坂巻 敏弘	坂東市逆井 6260-3	0280-88-1539
25	(株)菊田工業	菊田 仁	坂東市山 1548-4	0280-88-1935
26	(有)東武興業	岡田 進	坂東市逆井 2542-1	0280-88-0371
27	(株)幸上土木	菊田 光	坂東市逆井 3707	0280-82-1023
28	(株)中村組	中村 裕之	坂東市小泉 989-1	0297-38-1555
29	(株)俊光建設	飯田 俊美	坂東市弓田 613-1	0297-35-3209
30	堀越造園(株)	堀越 由之	坂東市長谷 953-23	0297-36-2460
31	島田工業(株)	島田 礼司	坂東市菅谷 2130-1	0280-88-7572

2 坂東市建友会会員

令和2年10月1日現在

番号	企業名	代表者	住所	電話番号
1	(株)山広建設	吉澤 康章	坂東市寺久 1300-47	0297-34-3907
2	(株)豊和建設	飯村 豊	坂東市逆井 1678-5	0280-88-1768
3	倉持建設工業(株)	倉持 健一	坂東市小山 274	0297-38-2631
4	(有)島田重建	島田 衛	坂東市菅谷 1111	0280-88-8691
5	(株)田村建設	田村 正己	坂東市法師戸 375	0297-38-1980
6	(有)山口建設	山口 雄大	坂東市大口 2860	0297-39-2065

〔救護施設〕

○避難所・避難場所一覧

施設			構造	屋内部分 (㎡)		屋外部分 (㎡)	避難場所指定	浸水想定
名称	大字	電話番号		①教室・体育館・武道場等の居住スペースの面積	②教室等を除く体育館・武道場等の居住スペースの面積 (①の面積に含まれる)			
市立岩井第一小学校	岩井	0297-35-0019	RC	2,323	661	22,646	◎	有
市立岩井第二小学校	辺田	0297-35-6524	RC	2,537	625	23,978	◎	
市立弓馬田小学校	馬立	0297-35-1351	RC	1,624	525	16,149	◎	
市立飯島小学校	幸田新田	0297-35-3764	RC	1,468	486	20,538	◎	
市立神大実小学校	猫実	0297-39-2311	RC	1,923	486	17,701	◎	
市立七郷小学校	矢作	0297-38-2436	RC	1,639	526	13,962	◎	
市立中川小学校	小山	0297-38-2449	RC	1,458	526	13,886	◎	
市立長須小学校	長須	0297-35-5518	RC	1,630	522	20,262	◎	有
市立七重小学校	借宿	0297-34-2301	RC	2,055	525	26,015	◎	
市立逆井山小学校	逆井	0280-88-1527	RC	1,663	532	34,056	◎	
市立生子菅小学校	生子	0280-88-0001	RC	1,596	541	16,569	◎	
市立沓掛小学校	沓掛	0297-44-2016	RC	1,750	532	14,545	◎	
市立内野山小学校	内野山	0297-44-3159	RC	1,229	432	9,398	◎	
市立岩井中学校	上出島	0297-34-3141	RC	4,684	2,060	50,000	◎	有
市立東中学校	猫実	0297-39-2313	RC	2,065	863	30,927	◎	
市立南中学校	矢作	0297-38-2602	RC	3,334	1,360	32,495	◎	
市立猿島中学校	山	0280-88-0907	RC	2,784	1,009	46,296	◎	
県立岩井高等学校 (坂東清風高等学校)	岩井	0297-35-1667	RC	8,517	1,835		◎	
県立坂東総合高等学校	逆井	0280-88-1011	RC	3,571	1,513		◎	
市立猿島幼稚園	沓掛	0297-44-3221	RC	432		4,890	◎	
放課後児童クラブ生子館	生子	0280-88-0821	RC	196		4,359	◎	
岩井公民館	岩井	0297-35-8800	RC	962	962	6,784	◎	有
猿島公民館	山	0280-88-0835	RC	926	926	7,000	◎	
飯島コミュニティセンター いなほの里	大口新田	0297-39-2988	RC	359	359	7,054	◎	
馬立コミュニティセンター ふれあい館	馬立	0297-35-7922	RC	358	358	4,441	◎	
新町コミュニティセンター ホロニック	岩井	0297-35-0192	RC	198	198	720	◎	
薙打コミュニティセンター 芽吹の郷	薙打	0297-38-0079	RC	146	146	2,095	◎	有
七郷コミュニティセンター みどりのさと	矢作	0297-38-2101	RC	174	174	3,945	◎	

施設			構造	屋内部分 (㎡)		屋外部分 (㎡)	避難場所指定	浸水想定
名称	大字	電話番号		①教室・体育館・武道場等の居住スペースの面積	②教室等を除く体育館・武道場等の居住スペースの面積 (①の面積に含まれる)			
岩井公民館神大実分館	猫実	0297-30-1800	R C	180	180	1,840	◎	
市民音楽ホール	岩井	0297-36-1100	R C	557	557	49,000	◎	有
西村公民館	沓掛	0297-44-2934	R C	164	164	2,328	◎	
保健センター (岩井)	弓田	0297-35-3121	R C	420		7,073	◎	
保健センター (猿島)	山	0280-88-0100	R C	237		2,503	◎	
生子菅地区農業構造改善センター	生子新田	0280-88-0900	R C	355	355	3,123	◎	
※児童福祉センター	岩井	0297-35-8844	R C	303	303	5,569	◎	有
※岩井福祉センター「夢積館」	辺田	0297-36-1901	R C	352	352	17,978	◎	有
※猿島福祉センター「ほほえみ」	山	0297-44-2943	R C	289	289	6,430		
総合体育館	岩井	0297-35-1711	R C	2,073	2,073	13,325	◎	有
猿島体育館	山	0280-88-0596	R C	1,323	1,323	8,461	◎	
猿島武道館	山	0280-88-0596	R C	546	546	3,577	◎	
岩井球場	鶴戸	0297-35-1716	-	-	16,500	16,500	◎	有
猿島球場	生子新田	0280-88-1160	-	-	26,014	26,014	○	
八坂公園	岩井	-	-	-	15,871	15,871	○	有
中央児童公園	岩井	-	-	-	7,300	7,300	○	
馬立運動公園	馬立	-	-	-	7,850	7,850	○	
幸神平公園	幸神平	-	-	-	25,500	25,500	○	
逆井城跡公園	逆井	0280-88-7766	-	-	30,000	30,000	○	
生子運動公園	生子新田	-	-	-	29,563	29,563	○	
沓掛球場	沓掛	-	-	-	9,630	9,630	○	
内野山運動公園	内野山	-	-	-	20,800	20,800	○	
前山公園	逆井	-	-	-	27,500	27,500	○	
ぼうけん広場	辺田	-	-	-	3,500	3,500	○	
※特別養護老人ホーム長寿の里	中里	0297-36-8080	R C					
※特別養護老人ホーム恵愛荘	沓掛	0297-44-3320	R C					
※特別養護老人ホームハートフル広侖	小山	0297-38-1111	R C					有
※特別養護老人ホーム延寿館	長須	0297-35-3715	S					有
※特別養護老人ホームさしまの家	生子	0280-33-6400	W					有

■施設名称欄の※印は、福祉避難所施設を表す。そのうち特別養護老人ホームは、災害協定による福祉避難所である。

■特別養護老人ホームへの避難については、施設管理者と協議のうえ実施する。

■避難場所指定欄の◎印は、避難所及び避難場所を表す。○印は、避難場所を表す。

■浸水想定「有」の施設については、水害の際、浸水する恐れがあり、避難所として開設できない場合がある。児童福祉セン

ターは、浸水想定区域の外であるが、駐車場が使用できなくなるため「有」とする。

○医療機関一覧

1 病院・医院

医療機関名	電話番号	住所	診療科目
安達医院	0297-38-2811	坂東市矢作 72	内
石川眼科クリニック	0297-36-7711	坂東市岩井 5078	眼
石塚医院	0297-35-1161	坂東市岩井 4500-13	内、小、泌尿器、整形、皮膚
いのもと整形外科	0297-47-5200	坂東市辺田 310-52	整、内、リウ、リハ
岩本医院	0297-44-2033	坂東市沓掛 850-1	内、循環、消化器、放射
海老原医院	0297-35-7411	坂東市神田山 645	内、胃腸、消化器、小
河村胃腸科外科医院	0297-35-2618	坂東市岩井 4685-1	胃腸、消化器
木根淵外科胃腸科病院	0297-35-3131	坂東市辺田 1430	内、外、胃腸、消化器、整、皮膚
木村クリニック	0297-47-5026	坂東市岩井 1600	耳鼻咽喉
くぐいど婦人科クリニック	0297-35-5600	坂東市鶴戸 896-1	婦
倉持医院	0297-30-3100	坂東市沓掛 1508	内、小
清水丘診療所	0280-88-1014	坂東市逆井 4112	内、小、歯
存身堂医院	0297-35-1011	坂東市岩井 3293	内、耳鼻咽喉、小、外、整形外、放射
高橋医院	0297-35-1026	坂東市岩井 4595	内、小、外、整、耳
田所医院	0297-35-9567	坂東市長谷 510-17	内、小、胃腸、皮
天王前クリニック	0297-38-1711	坂東市矢作 1680-1	内、循内、小
ホスピタル坂東	0297-44-2000	坂東市沓掛 411	内、小、外、整、心療、神内、精神、リハ、眼、皮、放射、歯
松崎医院	0297-39-2011	坂東市猫実 1421	内、外、産、婦
松原眼科	0297-35-0448	坂東市岩井 4942-2	眼
緑野クリニック	0297-30-3311	坂東市沓掛 2526-1	内、小
吉原内科	0297-35-0008	坂東市岩井 3324	小、循環、呼吸、消化器、神内

2 歯科医院

医療機関名	電話番号	住所
いわいグリーン歯科	0297-47-5151	坂東市辺田 635-1
岩本歯科医院	0297-44-0033	坂東市沓掛 853
梅沢歯科医院	0297-34-3544	坂東市上出島 1152
おおくら歯科医院	0297-36-1755	坂東市辺田 1402-83
加藤歯科医院	0297-35-2846	坂東市岩井 4678-1
神田山歯科クリニック	0297-36-0605	坂東市神田山 1427-1
神大実中央歯科医院	0297-36-1313	坂東市神田山 322
きねぶち歯科医院	0297-38-8444	坂東市長谷 989-102
沓掛歯科医院	0297-44-2155	坂東市内野山 1199-1
くらもち歯科医院	0297-35-6407	坂東市辺田 1144-54
小池歯科医院	0297-34-2373	坂東市半谷 1915
こいずみ歯科医院	0297-35-2645	坂東市岩井 4355-23
小林歯科医院	0297-35-0016	坂東市岩井 2828-1
さくら歯科	0297-44-0021	坂東市沓掛 3327-1
白鳥歯科クリニック	0297-35-8007	坂東市辺田 995-1
高野歯科医院	0297-35-2120	坂東市岩井 4322-8
高野歯科クリニック	0297-38-0074	坂東市矢作 1908-5
仁平歯科医院	0297-35-0607	坂東市岩井 2228-6
吹上歯科医院	0297-34-3388	坂東市上出島 484-3
MAOデンタルクリニック	0297-44-3375	坂東市沓掛 1602-1
真中歯科医院	0297-35-1168	坂東市岩井 4657-1
ヨークファミリー歯科	0297-35-8118	坂東市辺田 1104-1
ホスピタル坂東 歯科口腔外科	0297-44-2000	坂東市沓掛 411

○介護サービス事業所一覧

事業所の名称	電話番号	住所
坂東市地域包括支援センター	0280-82-1284	坂東市山 2721
坂東市南部地域包括支援センター	0297-38-2161	坂東市小山 258
特別養護老人ホーム 長寿の里	0297-36-8080	坂東市中里 1213
特別養護老人ホーム ハートフル広侖	0297-38-1111	坂東市小山 258
特別養護老人ホーム 恵愛荘	0297-44-3320	坂東市沓掛 337
特別養護老人ホーム 延寿館	0297-35-3715	坂東市長須 1188-2
特別養護老人ホーム さしまの家	0280-33-6400	坂東市生子 1630-1
介護老人保健施設 寿桂苑	0297-44-2345	坂東市沓掛 4527-1
介護老人保健施設 きねぶち	0297-47-3333	坂東市長谷 989-5
グループホーム 想想	0297-47-5155	坂東市岩井 2039
グループホーム バンヤンツリー	0297-34-3738	坂東市岩井 5200-29
グループホーム なかよし	0297-38-1883	坂東市小山 2131-5
麗翠堂デイサービスセンター 岩井	0297-38-0777	坂東市矢作 292
坂東市岩井福祉センター「夢積館」	0297-36-1901	坂東市辺田 48
坂東市社会福祉協議会(本所)	0297-35-4811	坂東市岩井 4413-1
坂東市社会福祉協議会(支所)	0280-88-1000	坂東市山 2721
岩井農業協同組合 訪問介護事業所	0297-47-4777	坂東市岩井 2229
有限会社 いしつか薬局	0297-36-0515	坂東市岩井 3292-18
スガヌマ介護支援センター	0297-35-0003	坂東市岩井 4443
デイサービスセンター すまいる	0297-36-7788	坂東市岩井 4278-3
さくら・介護ステーションタイヨウ岩井	0297-34-1327	坂東市岩井 4527
ホームサポート みゆうじえん	0297-35-1149	坂東市辺田 954-8
さくらデイサービス坂東	0297-39-2885	坂東市大口 2830-5
あずみ苑 岩井	0297-20-8115	坂東市岩井 1823-1
デイサービスセンター ひかりの畑	0297-34-3760	坂東市駒淀 940-3
きぬ医師会訪問看護ステーションいわい	0297-47-4800	坂東市岩井 4421-6
訪問看護ステーション 愛心会	0297-30-3355	坂東市沓掛 411
せいかつ創造社	0297-35-7926	坂東市長須 918-1
わかなケアサービス	0297-20-9570	坂東市寺久 107-3
介護支援センター あさひ	0297-47-3533	坂東市幸田 367

○医薬品販売業者一覧

販 売 店	住 所	電 話 番 号
いしつか薬局	坂東市岩井 3292-18	0297-35-0515
岡田薬品	坂東市岩井 4355	0297-35-0161
スガヌマ薬局	坂東市岩井 4443	0297-35-0003
すみれ薬局	坂東市岩井 4440-1	0297-36-2121
ドラッグストア ひまわり	坂東市岩井 3297	0297-35-3340
もとはし薬局	坂東市岩井 4462	0297-35-0073
もとはし薬局 ナカネ	坂東市岩井 1159-4	0297-36-0118
ドラッグストア須田	坂東市辺田 558-97	0297-35-8110
マスタ調剤薬局	坂東市辺田 1422-1	0297-35-9665
(有)倉持世界堂薬局	坂東市辺田 631-7	0297-35-7303
山崎薬舗	坂東市神田山 1380-4	0297-35-8393
倉持薬局(株)本部事務所	坂東市沓掛 1633	0297-44-3999
倉持薬房	坂東市逆井 2833-30	0280-88-1221
(株)カワチ薬品坂東店	坂東市辺田 1104-1-E	0297-35-3685
神田山調剤薬局	坂東市神田山 657-2	0297-20-8600
そよ風薬局	坂東市辺田 307-7	0297-47-5371
あかね薬局	坂東市沓掛 842	0297-44-2882
倉持調剤薬局沓掛店	坂東市沓掛 372-4	0297-44-0003
ドラッグストアクラモチ沓掛店	坂東市沓掛 4111-1	0297-44-3111
ひばり薬局	坂東市沓掛 4483-4	0297-44-2010
サンワドラッグ沓掛店	坂東市沓掛 1566	0297-30-3122
つむぎ薬局	坂東市沓掛 2525-7	0297-44-0269
アイセイ調剤薬局 坂東店	坂東市矢作 1680-2	0297-30-2626
さくら薬局 坂東岩井店	坂東市岩井 4597-1	0297-47-4717
ウェルシア 岩井本町店	坂東市岩井 2746	0297-36-3068

○備蓄状況一覧

令和4年12月23日現在

所在 備蓄品	防災倉庫 (岩井公民館、 5分団詰所)	市役所	さしま窓口 センター (旧給食センタ ー、4連倉庫)	児童センター 駐車場倉庫	避難所へ 分散配備	計
非常用水運搬袋	1,700 袋		3,500 袋	5,000 袋		10,200 袋
真空パック毛布	310 枚		187 枚	500 枚	850 枚	1,847 枚
段ボールベット			43 セット		107 セット	150 セット
パーテーション			43 セット		107 セット	150 セット
ワンタッチ式パー テーション					125 セット	125 セット
カプセルテント			10 セット		90 セット	100 セット
非常用トイレ (台 座)					36 個	36 個
非常用トイレ			1,500 回分		1,800 回分	3,300 回分
非接触型体温計		50 個				50 個
マット					20 枚	20 枚
マスク (大人用)		17,500 枚		2,610 枚		20,110 枚
マスク (子供用)		2,000 枚		480 枚		2,480 枚
マスク (職員用)		2,400 枚				2,400 枚
防護ゴーグル				30 個		30 個
防護ゴーグル (ゴム付)				150 個		150 個
スプレーボトル		200 本				200 本
手指アルコール		78 本				78 本
ハンドソープ		100 本				100 本
ハンドソープ (詰替え用)		200 本				200 本

所在 備蓄品	防災倉庫 (岩井公民館、 5分団詰所)	市役所	さしま窓口 センター (旧給食センタ ー、4連倉庫)	児童センター 駐車場倉庫	避難所へ 分散配備	計
使い捨て手袋		13,000 枚				13,000 枚
紙おむつ (大人用)				956 枚		956 枚
紙おむつ (子供用)				7,220 枚		7,220 枚
生理用品				3,816 枚		3,816 枚
粉ミルク				480 食		480 食
液体ミルク				120 缶		120 缶
かんぱん缶	1,248 缶				2,064 食	3,312 食
ソフトパン	2,220 食				120 食	2,340 食
クラッカー	5,250 食	280 食	2,100 食		3,850 食	11,480 食
えいようかん	600 食		200 食		200 食	1,000 食
リゾット	2,040 食				720 食	2,760 食
カレー	290 食					290 食
紙コップ	290 個	600 個	360 個		2,800 個	4,130 個
水ペットボトル (2L)		60 本	2,028 本		912 本	3,000 本

○救援物資集積所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
岩井農業協同組合岩井支店	坂東市岩井 2229	0297-35-8331
〃 弓馬田支店	坂東市馬立 1027-3	0297-35-0134
〃 神大実支店	坂東市猫実 1474	0297-39-2903
〃 七郷支店	坂東市矢作 65-1	0297-38-2706
〃 中川支店	坂東市長谷 2670-1	0297-38-2552
〃 長須支店	坂東市長須 3649-4	0297-35-0354
〃 七重支店	坂東市駒跽 936	0297-34-2321
茨城むつみ農業協同組合猿島中央支店	坂東市山 2757-1	0280-88-0251

〔消防・水防施設〕

○危険物製造所等の現況

令和4年3月31日現在

施設区分	製造所	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所
施設数	7	47	9	3	66	63	1	65	67	0	55

○火薬等取締対象施設の現況

平成25年3月31日現在

火薬類		火薬庫		高圧ガス					貯蔵所	販売所
販売（紙）	製造	煙火	がん具煙火	製造所				計		
				製造一種	製造二種	冷凍				
						一種	二種			
1	0	1	11	9	11	1	35	56	10	43

(注) 高圧ガス

- 1 製造所欄は事業所数
- 2 貯蔵所は第1種貯蔵所＋第2種貯蔵所の数
- 3 販売所は一般高圧ガスの販売所数

○消防水利の設置状況

令和4年4月1日現在

消火栓（公設）	消火栓（私設）	防火水槽 100m ³ 以上	防火水槽 60m ³ 以上 100m ³ 未満	防火水槽 40m ³ 以上 60m ³ 未満	防火水槽 20m ³ 以上 40m ³ 未満	防火井戸 20m ³ 以上 40m ³ 未満	その他	合計
1,534	33	4	1	364	0	0	19	1,955

○消防車両配置状況

令和4年4月1日現在

所 属	車両区分	消 防 車						高規格救急車	その他の車両						救助艇トレーラー	合計	救助艇
		水槽付ポンプ車	普通ポンプ車	特 殊 車					指 令 車	連 絡 車	広 報 車	指 揮 広 報 車	資 材 搬 送 車	支 援 車			
				化 学 車	救 助 工 作 車	梯 子 車	屈 折 車										
坂東消防署管内	坂東消防署	2		1	1	1		2	2	1		1	1	1	13	4	
	寺久分署	1						1		1					3		
	猿島分署	1						1		1					3		
	飯島出張所	1													1		
	七郷出張所	1													1		
	境分署	1						1		1					3		
坂東市消防団	本 部						1	1		1	1				4		
	第1分団	1													1		
	第2分団	1													1		
	第3分団	1													1		
	第4分団	1													1		
	第5分団	1													1		
	第6分団	1													1		
	第7分団	1													1		
	第8分団	1													1		
	第9分団	2													2		
	第10分団	1													1		
	第11分団	1													1		
	第12分団	1													1		
	第13分団	1													1		
	第14分団	1													1		
	第15分団	1													1		
第16分団	1													1			

○消防職員及び消防団員数

1 消防職員数

令和4年4月1日現在

	消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	その他	計
消防職員数	1	4	17	15	23	36	24	0	120

2 消防団員数

令和4年4月1日現在

	分団数	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
消防団員数	16	1	4	16	16	16	32	248	333

○消防署及び消防団の担当地区

1 消防署の担当地区

出動 区分	大 字	第 1 出 動					
		出 動 隊					特命出動隊
区分 1	弓田	坂東 第 1 小隊	猿島小隊	飯島小隊	救助 工作小隊	坂東第 1 救急隊	梯子小隊
区分 2	半谷、借宿、富田	坂東 第 1 小隊	寺久小隊	猿島小隊	救助 工作小隊	寺久 救急隊	梯子小隊
区分 3	鶴戸、長須、木間ヶ瀬、 古布内	坂東 第 1 小隊	寺久小隊	七郷小隊	救助 工作小隊	寺久 救急隊	梯子小隊
区分 4	寺久、みむら、上出島、 駒躰	坂東 第 1 小隊	寺久小隊	飯島小隊	救助 工作小隊	寺久 救急隊	梯子小隊
区分 5	岩井、辺田、みどり町	坂東 第 1 小隊	飯島小隊	七郷小隊	救助 工作小隊	坂東第 1 救急隊	梯子小隊
区分 6	平八新田、大馬新田	坂東 第 1 小隊	飯島小隊	猿島小隊	救助 工作小隊	坂東第 1 救急隊	梯子小隊
区分 7	小山、薙打、長谷、桐木	坂東 第 1 小隊	寺久小隊	七郷小隊		坂東第 1 救急隊	梯子小隊
区分 8	馬立、幸田、幸神平、 勘助新田、幸田新田、 神田山新田	坂東第 1 小隊	飯島小隊	七郷小隊	救助 工作小隊	坂東第 1 救急隊	梯子小隊
	猫実新田、大口新田、 庄右衛門新田、神田山、 猫実、大口（便無、河原 新田）						
	下出島、中里、大谷口、 大崎、小泉、法師戸、 矢作						
区分 9	逆井、山	猿島小隊	八千代小隊	三和 第 2 小隊	救助 工作小隊	猿島 救急隊	梯子小隊
区分 10	菅谷、生子	猿島小隊	寺久小隊	境小隊	救助 工作小隊	猿島 救急隊	梯子小隊
区分 11	生子新田	猿島小隊	寺久小隊	飯島小隊	救助 工作小隊	猿島 救急隊	梯子小隊
区分 12	沓掛、内野山、栗山新田、 左平太新田、孫兵衛新田	猿島小隊	坂東第 1 小隊	飯島小隊	救助 工作小隊	猿島 救急隊	梯子小隊

2 消防団の担当地区

分 団	担当地区	備 考
第1分団	弓馬田	
第2分団	飯 島	
第3分団	神大実	
第4分団	七 郷	
第5分団	中 川	
第6分団	長 須	
第7分団	七 重	
第8分団	岩 井	
第9分団	杓 掛	
第10分団	内野山	
第11分団	生 子	西生子・中生子西・中生子東・北向内
第12分団	生 子	道正内・北生子・釜口
第13分団	菅 谷	
第14分団	逆 井	上新田・沼の田・下新田・前山
第15分団	逆 井	西坪・前原・砂崎・川端
第16分団	山	生子新田を含む

3 火災出動区分（建物火災）

出火地区	担当分団	出動分団
弓馬田	第1分団	第1分団 第2分団 第3分団 第7分団 第8分団 第9分団 第10分団
飯島	第2分団	第1分団 第2分団 第3分団 第8分団 第10分団
神大実	第3分団	第1分団 第2分団 第3分団 第4分団 第8分団
七郷	第4分団	第3分団 第4分団 第5分団 第8分団
中川	第5分団	第4分団 第5分団 第6分団 第8分団
長須	第6分団	第5分団 第6分団 第7分団 第8分団
七重	第7分団	第1分団 第6分団 第7分団 第8分団 第9分団 第11分団 第12分団
岩井	第8分団	第1分団 第2分団 第3分団 第4分団 第5分団 第6分団 第7分団 第8分団
杳掛	第9分団	第1分団 第7分団 第9分団 第10分団 第11分団 第12分団 第13分団 第14分団 第15分団 第16分団
内野山	第10分団	第1分団 第2分団 第9分団 第10分団 第11分団 第12分団 第13分団 第14分団 第15分団 第16分団
生子	第11分団 第12分団	第7分団 第9分団 第10分団 第11分団 第12分団 第13分団 第14分団 第15分団 第16分団
菅谷	第13分団	第9分団 第10分団 第11分団 第12分団 第13分団 第14分団 第15分団 第16分団
逆井	第14分団 第15分団	第9分団 第10分団 第11分団 第12分団 第13分団 第14分団 第15分団 第16分団
山	第16分団	第9分団 第10分団 第11分団 第12分団 第13分団 第14分団 第15分団 第16分団

○水防倉庫及び資機材一覧

倉庫番号	管理者	責任者	所在地	備蓄資材																	監視責任者		
				土のう用フルコン	丸太	タコ	掛矢	ハンマー	S P パイルハンマー	鋸	鎌	竹とげ鎌	なた	斧片手	スコップ大割	エンピ	唐鉄	S P パイル	バール	ペンチ		カッター	表むしろ張シート
				枚	本	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	本	丁		丁	丁
1	市長	第6分団長	木間ヶ瀬	2,000			10								10	10	1	150				20	第6分団長
2	"	第4分団長	法師戸	2,400	100	2	2			2					2	5		230				5	飯田美代子
3	"	消防署長	矢作	20,000	80	3	125	12		60	15	6	4	17	177	133	15	2,000	6	4	4	100	七郷出張所
本署	"	消防署長	辺田	3,100			1	4	2	15	11		6	3	7	10	3	205	2		1	10	消防署長
飯島	"	消防署長	幸田新田	800							7				4	4		50					飯島出張所
			合計	28,300	180	5	138	16	2	77	33	10	10	22	203	157	19	2,635	8	4	4	135	

昭和 57 年 4 月、中央水防倉庫に坂東市消防団救助艇 2 隻を配備（長さ 5.42m 6 人乗り、トーハツ 9.9 馬力）

昭和 62 年 4 月、中央水防倉庫に坂東市岩井消防団救助艇 1 隻を配備（長さ 5.50m 6 人乗り、ヤマハ 25 馬力）

○重要水防箇所

河川名：利根川（利根川上流河川事務所）

番号	重要度		左右岸名	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県／市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先名	料杭位置 (K, m)			担当水防団体	土木事務所		
1	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	古布内	115.0k 上 31m 114.5k 下 160m	711.8	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 簗止め工法
2	堤防高 法崩れ・すべり	B B	左	古布内	114.5k 下 160m 114.0k 上 214m	160.4	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 簗止め工法
3	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	古布内	114.0k 上 214m 114.0k	213.9	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 簗止め工法
4	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	B B B B	左	古布内	114.0k 113.5k 上 204m	306.7	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所 漏水の恐れがある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 簗止め工法 釜段工法
5	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 漏水 旧川跡	B B B B 要注	左	古布内	113.5k 上 204m 113.5k 下 70m	274.6	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所 漏水の恐れがある箇所 旧川跡	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 簗止め工法 釜段工法
6	堤防高 法崩れ・すべり 漏水 旧川跡	B B B 要注	左	古布内	113.5k 下 70m 113.5k 下 187m	116.9	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所 漏水の恐れがある箇所 旧川跡	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 簗止め工法 釜段工法
7	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 漏水 旧川跡	B B B B 要注	左	古布内	113.5k 下 187m 113.0k 下 201m	481.7	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所 漏水の恐れがある箇所 旧川跡	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 簗止め工法 釜段工法
8	堤防高 法崩れ・すべり 漏水 旧川跡	B B B 要注	左	木間ヶ瀬	113.0k 下 225m 113.0k 下 230m	4.5	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所 漏水の恐れがある箇所 旧川跡	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 簗止め工法 釜段工法
9	堤防高 法崩れ・すべり 旧川跡	B B 要注	左	木間ヶ瀬	113.0k 下 206m 112.5k 上 89m	152.0	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所 旧川跡	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 簗止め工法

番号	重要度		左右岸名	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県/市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	土木事務所		
10	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 旧川跡	B B B 要注	左	木間ヶ瀬	112.5k 上 89m 112.5k 上 22m	67.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れがある箇所 旧川跡	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
11	堤防高 法崩れ・すべり 旧川跡	B B 要注	左	木間ヶ瀬	112.5k 上 22m 112.5k 下 21m	43.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れがある箇所 旧川跡	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 籠止め工法
12	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 旧川跡	B B B 要注	左	木間ヶ瀬	112.5k 下 21m 112.0k 上 66m	327.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れがある箇所 旧川跡	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
13	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 旧川跡	B B B 要注	左	木間ヶ瀬	112.0k 上 66m 112.0k 上 62m	4.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れがある箇所 旧川跡	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
14	堤防高 法崩れ・すべり 旧川跡	B B 要注	左	木間ヶ瀬	112.0k 上 62m 112.0k 下 79m	141.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れがある箇所 旧川跡	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 籠止め工法
15	堤防高 法崩れ・すべり 旧川跡	B B 要注	左	木間ヶ瀬	112.0k 下 79m 112.0k 下 178m	99.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れがある箇所 旧川跡	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 籠止め工法
16	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 旧川跡	B B B 要注	左	木間ヶ瀬	112.0k 下 178m 110.5k 下 316m	1629.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れがある箇所 旧川跡	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
17	堤防高 法崩れ・すべり 旧川跡	B B 要注	左	長谷	110.5k 下 316m 110.0k 上 237m	237.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れがある箇所 旧川跡	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 籠止め工法
18	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 旧川跡	B B B 要注	左	長谷	110.0k 上 237m 110.0k 上 119m	118.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れがある箇所 旧川跡	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
19	堤防高 法崩れ・すべり 旧川跡	B B 要注	左	長谷	110.0k 上 119m 110.0k 下 255m	373.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れがある箇所 旧川跡	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 籠止め工法

番号	重要度		左右岸名	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県／市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	土木事務所		
20	堤防高 法崩れ・すべり 破堤跡 旧川跡	B B 要注 要注	左	長谷	110.0k 下 255m 109.5k 上 204m	50.9	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所 破堤跡 旧川跡	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 籠止め工法
21	堤防高 法崩れ・すべり 破堤跡	B B 要注	左	長谷	109.5k 上 204m 109.5k 上 194m	10.2	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所 破堤跡	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 籠止め工法
22	法崩れ・すべり 破堤跡	B 要注	左	長谷	109.5k 上 194m 109.5k	193.5	法崩れ・すべりの恐れが ある箇所 破堤跡	坂東市	境工事	目吹出張所	籠止め工法
23	法崩れ・すべり	B	左	長谷	109.5k 109.5k 下 162m	162.0	法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	籠止め工法
24	堤防高 法崩れ・すべり	B B	左	長谷	109.5k 下 162m 109.5k 下 207m	44.7	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満。 寺院浸水の可能性有 計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 籠止め工法
25	法崩れ・すべり	B	左	長谷	109.5k 下 207m 109.5k 下 279m	72.6	法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	籠止め工法
26	堤防断面 法崩れ・すべり	B B	左	長谷	109.5k 下 279m 109.0k 上 235m	44.7	現況堤防断面、天端幅が 計画以下で 1/2 以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	築きまわし 籠止め工法
27	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	長谷	109.0k 上 235m 109.0k 上 190m	44.7	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で 1/2 以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
28	堤防断面 法崩れ・すべり	B B	左	長谷	109.0k 上 190m 109.0k 下 30m	220.2	現況堤防断面、天端幅が 計画以下で 1/2 以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	築きまわし 籠止め工法
29	法崩れ・すべり	B	左	長谷	109.0k 下 30m 108.5k 上 248m	326.9	法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	籠止め工法
30	(重点) 堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	A B B	左	長谷	108.5k 上 248m 108.5k 上 91m	157.4	計算水位が現況堤防高以 上 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で 1/2 以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
31	(重点) 堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	A A B	左	長谷	108.5k 上 91m 108.5k 上 61m	30.3	計算水位が現況堤防高以 上 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で 1/2 未満 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法

番号	重要度		左右岸名	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県／市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	土木事務所		
32	(重点) 堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	A B B	左	長谷	108.5k 上 61m 108.5k 上 30m	30.3	計算水位が現況堤防高以上 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土囊 築きまわし 籠止め工法
33	法崩れ・すべり	B	左	長谷	108.5k 上 30m 108.5k 下 114m	144.1	法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	籠止め工法
34	(重点) 堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	A A B	左	小山	108.5k 下 114m 108.5k 下 233m	118.8	計算水位が現況堤防高以上。 無堤であり、計算水 位に対しては家屋浸水の 可能性がある 計算水位が現況堤防高以上 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2未満 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土囊 築きまわし 籠止め工法
35	法崩れ・すべり	B	左	小山	108.5k 下 235m 108.5k 下 240m	5.0	法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	籠止め工法
36	堤防高	B	左	小山	108.0k 108.0k 下 22m	21.7	掘込だが、堤外側の家屋 に浸水の可能性有 計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土囊
37	堤防高 堤防断面	B B	左	小山	108.0k 下 22m 108.0k 下 36m	14.5	掘込だが、堤外側の家屋 に浸水の可能性有 計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土囊 築きまわし
38	堤防高	B	左	小山	108.0k 下 36m 108.0k 下 109m	72.4	掘込だが、堤外側の家屋 に浸水の可能性有 計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土囊
39	堤防高	B	左	小山	107.5k 上 326m 107.5k 上 253m	72.4	掘込だが、堤外側の家屋 に浸水の可能性有 計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土囊
40	堤防高 堤防断面	B B	左	小山	107.5k 上 253m 107.5k 上 145m	108.6	掘込だが、堤外側の家屋 に浸水の可能性有 計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土囊 築きまわし
41	堤防高 堤防断面	B B	左	小山	107.5k 上 145m 107.5k 上 123m	21.7	掘込だが、堤外側の家屋 に浸水の可能性有 計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土囊 築きまわし
42	堤防高 堤防断面	B B	左	小山	107.5k 上 123m 107.5k 上 22m	101.3	掘込だが、堤外側の家屋 に浸水の可能性有 計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土囊 築きまわし

43	水衝洗堀	B	左	小山	107.5k 上 14m 107.5k 下 174m	188.1	水衝部深掘れあり	坂東市	境工事	目吹出張所	木流し
番号	重要度		左右岸名	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県/市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先名	秆杭位置 (K, m)			担当水防団体	土木事務所		
44	水衝洗堀	B	左	小山	107.0k 上 98m 107.0k	98.4	水衝部深掘れあり	坂東市	境工事	目吹出張所	木流し
45	堤防断面	B	左	小山	107.0k 下 43m 107.0k 下 51m	8.5	現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上	坂東市	境工事	目吹出張所	築きまわし
46	堤防高 堤防断面	B B	左	小山	107.0k 下 51m 107.0k 下 64m	12.8	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土囊 築きまわし
47	堤防高	B	左	小山	107.0k 下 64m 107.0k 下 85m	21.3	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土囊
48	堤防高 法崩れ・すべり	B B	左	小山	107.0k 下 85m 107.0k 下 166m	80.9	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土囊 籠止め工法
49	堤防高 法崩れ・すべり	B B	左	小山	107.0k 下 195m 107.0k 下 200m	4.3	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土囊 籠止め工法
50	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	小山	107.0k 下 170m 107.0k 下 183m	12.8	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土囊 築きまわし 籠止め工法
51	(重点) 堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	A B B	左	小山	107.0k 下 183m 106.5k 上 179m	63.9	計算水位が現況堤防高以 上 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土囊 築きまわし 籠止め工法
52	(重点) 堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 水衝洗堀	A B B B	左	小山	106.5k 上 179m 106.5k 下 134m	312.8	計算水位が現況堤防高以 上 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所 水衝部深掘れあり	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土囊 築きまわし 籠止め工法 木流し
53	法崩れ・すべり 水衝洗堀	B B	左	小山	106.5k 下 125m 106.5k 下 130m	5.4	法崩れ・すべりの恐れが ある箇所 水衝部深掘れあり	坂東市	境工事	目吹出張所	籠止め工法 木流し
54	法崩れ・すべり	B	左	小山	106.5k 下 139m 106.5k 下 247m	107.2	法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	籠止め工法
55	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	蕙打	106.5k 下 247m 106.0k 上 214m	75.0	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土囊 築きまわし 籠止め工法
56	堤防高 法崩れ・すべり	B B	左	蕙打	106.0k 上 214m 106.0k 上 54m	160.8	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土囊 籠止め工法

番号	重要度		左右岸名	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県／市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	土木事務所		
57	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	蕙打	106.0k 上 54m 106.0k 上 43m	10.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
58	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 水衝洗堀	B B B B	左	蕙打	106.0k 上 43m 106.0k	42.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れがある箇所 水衝部深掘れあり	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法 木流し
59	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	蕙打	106.0k 105.5k 上 193m	235.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
60	堤防高 法崩れ・すべり	B B	左	蕙打	105.5k 上 193m 105.5k 上 21m	171.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 籠止め工法
61	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	蕙打	105.5k 上 21m 105.0k 下 153m	595.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
62	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	蕙打	105.0k 下 153m 104.5k 下 232m	461.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
63	堤防高 法崩れ・すべり	B B	左	蕙打	104.5k 下 232m 104.5k 下 242m	10.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 籠止め工法
64	堤防高 法崩れ・すべり	B B	左	蕙打	104.5k 下 242m 104.0k 上 180m	92.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 籠止め工法
65	工作物	B	左	蕙打	104.0k 上 215m	1箇所	芽吹大橋	坂東市	境工事	目吹出張所	
66	工作物	B	左	蕙打	104.0k 上 202m	1箇所	芽吹大橋側道橋	坂東市	境工事	目吹出張所	
67	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	蕙打	104.0k 上 180m 104.0k 上 154m	25.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
68	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	蕙打	104.0k 上 154m 103.5k 上 165m	373.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法

番号	重要度		左右岸名	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県／市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当水 防団体	土木事 務所		
69	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	矢作	103.5k 上 165m 103.0k 上 212m	404.6	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
70	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	矢作	103.0k 上 212m 103.0k 下11m	223.2	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
71	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	矢作	103.0k 下11m 102.5k 上 189m	339.9	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
72	堤防高 法崩れ・すべり	B B	左	矢作	102.5k 上 189m 102.5k 上 108m	80.9	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 籠止め工法
73	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	矢作	102.5k 上 108m 102.5k 下75m	182.5	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
74	堤防高 法崩れ・すべり	B B	左	矢作	102.5k 下75m 102.5k 下 199m	124.3	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 籠止め工法
75	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	矢作	102.5k 下 199m 102.0k 上50m	248.7	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
76	堤防高 法崩れ・すべり	B B	左	矢作	102.0k 上50m 102.0k 上15m	34.8	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 籠止め工法
77	堤防高 法崩れ・すべり	B B	左	矢作	102.0k 上15m 102.0k	14.9	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 籠止め工法
78	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	矢作	102.0k 101.5k 上80m	649.8	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
79	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	矢作	101.5k 上80m 101.5k 上37m	43.8	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 現況堤防断面、天端幅が 計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
80	堤防高 法崩れ・すべり	B B	左	矢作	101.5k 上37m 101.5k	36.5	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 法崩れ・すべりの恐れが ある箇所	坂東市	境工事	目吹出張所	積み土嚢 籠止め工法

○重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善処置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・ 旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

○各河川の水位標の位置、通報水位、警戒水位

河川名	量水標所在地			平水位	水防団 待機水位 (通報水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位 (特別警戒水位)	はん濫 危険水位 (危険水位)	計画高 水位	過去最高水位		零点高
	観測所	市	大字							最高 水位	年月日	
利根川	八斗島	伊勢崎市	八斗島町	-2.43	0.80	1.90	3.90	4.80	5.28	5.28	S22.9.15	Y.P +45.232
	栗橋	久喜市	栗橋	-0.71	2.70	5.00	6.90	8.80	9.90	9.17	S22.9.16	Y.P +11.070
	芽吹橋	野田市	目吹	-2.24	2.00	5.00	7.10	7.70	7.94	7.84	S34.8.14	Y.P +6.145
鬼怒川	鬼怒川 水海道	常総市	水海道本 町		1.50	3.50	5.30	6.00	7.33	8.08	H27.9.10	Y.P +8.23
飯沼川	菅生沼	坂東市	神田山	0.33	2.20	4.20			7.05	6.95	S34.8.14	Y.P +6.00
	幸田	坂東市	幸田新田	-0.58	1.91	2.91			5.30	5.30	S34.8.14	Y.P +6.87
西仁連川	沓掛橋	坂東市	沓掛	0.88	2.60	2.90		3.20	5.20	4.00	S34.8.14	Y.P +8.78
	尾崎橋	古河市	東諸川	0.22	2.10	2.60		3.10	3.30	3.00	H24.5.3	Y.P +12.77
東仁連川	新香取橋	坂東市	庄右衛門 新田	0.36								Y.P +8.97

〔輸送・通信〕

○庁用車両の現況

令和5年3月31日現在

No	車種	登録番号	車名	管理担当課	登録年月日
1	普通貨物自動車	土浦44ら93-77	カローラバン	秘書広報課	97.06.06(09)
2	普通乗用自動車	土浦33み33-37	シーマ	秘書広報課	96.07.23(08)
3	軽四輪自動車	土浦580い73-92	アルト	収納課	05.07.20(17)
4	軽四輪自動車	つくば580こ26-30	アルト	収納課	10.11.29(22)
5	軽四輪自動車	土浦41く65-44	アルトバン	収納課	03.05.30(15)
6	軽四輪自動車	つくば586け20-21	ムーヴ	課税課	21.10.22(R3)
7	特殊車(交通指導車)	土浦44る9-53	カルディナバン	交通防災課	98.07.21(10)
8	特種車(災害対策車)	土浦800す14-72	エクストレイル	交通防災課	03.10.29(15)
9	特種車(災害対策車)	つくば800さ98-38	ハイエース	交通防災課	21.02.01(R3)
10	特種車(団指令車)	つくば300と24-64	エルブランド	交通防災課	12.09.11(24)
11	普通乗用自動車	つくば330な56-01	カローラ	管財課	20.09.16(R2)
12	普通乗用自動車	つくば300に63-47	ハイエース	管財課	14.07.04(26)
13	普通貨物自動車	土浦400た77-94	プロボックスバン	管財課	05.08.22(17)
14	普通貨物自動車	つくば430さ21-79	プロボックスバン	管財課	21.10.22(R3)
15	普通乗用自動車	つくば500な28-73	ヴィッツ	管財課	11.06.30(23)
16	普通貨物自動車	土浦400そ11-27	プロボックスバン	管財課	03.06.16(15)
17	軽四輪自動車(軽トラ)	つくば480え21-81	キャリイ	管財課	11.05.27(23)
18	大型自動車(バス)	土浦22さ14-44	日野	管財課	95.01.12(07)
19	大型自動車(バス)	土浦200は1-07	三菱	管財課	01.03.26(13)
20	普通貨物自動車	土浦400さ50-23	カルディナバン	管財課	99.12.21(11)
21	普通乗用自動車	つくば300た79-97	プリウス	管財課	10.02.26(22)
22	普通乗用自動車	土浦300ふ2-93	ハイエース	管財課	03.11.11(15)
23	普通貨物自動車	つくば400そ6-11	ADバン	管財課	18.05.28(30)
24	普通乗用自動車	つくば500め20-02	フィット	管財課	18.10.04(30)
25	普通乗用自動車	つくば530す75-89	フィット	管財課	23.02.13(R5)
26	普通乗用自動車	つくば530ち61-68	ヴォクシー	管財課	19.09.11(R1)
27	軽四輪自動車	つくば483い43-65	N-VAN	管財課	20.09.24(R2)
28	軽四輪自動車	つくば483あ49-07	エブリイ	管財課	19.08.20(R1)
29	軽四輪自動車	つくば483い82-01	エブリイ	管財課	22.02.01(R4)
30	軽四輪自動車(軽トラ)	つくば483あ97-96	キャリイ	管財課	19.08.30(R1)
31	普通貨物自動車	土浦400せ38-48	カローラバン	特定事業推進課	02.06.14(14)
32	普通乗用自動車	つくば500に26-25	パッソ	窓口センター	12.01.31(24)

No	車種	登録番号	車名	管理担当課	登録年月日
33	普通貨物自動車	土浦 400 た 78-10	プロボックスバン	窓口センター	05.08.23(17)
34	普通貨物自動車	土浦 400 た 75-99	プロボックスバン	生活環境課	05.08.05(17)
35	軽四輪自動車(軽トラ)	土浦 41 け 96-94	アクティトラック	生活環境課	02.05.12(14)
36	普通乗用自動車	つくば 300 な 30-05	リーフ	生活環境課	13.06.28(25)
37	特種車(油圧ショベル)	HD55V-5型 WZ026065	バックホー	生活環境課	21.07.02(R3)
38	軽四輪自動車	土浦 50 む 36-83	ダイハツ タント	子ども発達センター	04.07.29(16)
39	軽四輪自動車	つくば 480 き 81-30	スクラムバン	社会福祉課	15.03.27(27)
40	軽四輪自動車	つくば 580 て 63-89	アルト	社会福祉課	14.08.20(26)
41	軽四輪自動車	つくば 480 す 29-39	ハイゼットカーゴ	社会福祉課	22.12.09(R4)
42	軽四輪自動車	つくば 480 え 7-91	エブリイ	社会福祉課	11.03.18(23)
43	普通貨物自動車	つくば 400 す 66-00	ニッサン	農業委員会	01.12.19(13)
44	軽四輪自動車	つくば 480 い 11-01	アルトバン	子ども課	08.06.17(20)
45	普通乗用自動車	つくば 500 の 99-51	フィット	子ども課	14.02.28(26)
46	軽四輪自動車	土浦 41 う 29-12	アルトバン	子ども園ひまわり	00.05.31(12)
47	軽四輪自動車	土浦 41 う 29-30	アルトバン	子ども園ふたば	00.05.31(12)
48	軽四輪自動車	つくば 480 い 11-40	アルトバン	介護福祉課	08.06.19(20)
49	軽四輪自動車	つくば 480 え 90-85	アルトバン	介護福祉課	12.05.18(24)
50	軽四輪自動車	土浦 41 け 97-81	アルトバン	介護福祉課	04.05.14(16)
51	軽四輪自動車	つくば 580 の 74-82	エヌワゴン	介護福祉課	17.02.27(29)
52	軽四輪自動車	つくば 583 い 84-67	アルト	介護福祉課	21.05.27(R3)
53	軽四輪自動車	土浦 50 な 41-87	ライフ	健康づくり推進課	00.10.11(12)
54	軽四輪自動車	土浦 41 く 68-59	アルトバン	健康づくり推進課	03.06.09(15)
55	普通乗用自動車	つくば 500 に 10-74	パッソ	健康づくり推進課	11.12.27(23)
56	軽四輪自動車	つくば 480 い 10-71	アルトバン	健康づくり推進課	08.06.16(20)
57	普通貨物自動車	つくば 400 さ 19-27	プロボックスバン	農業政策課	07.07.31(19)
58	普通貨物自動車	つくば 400 さ 20-02	プロボックスバン	農業政策課	07.08.08(19)
59	軽四輪自動車(軽トラ)	土浦 41 え 68-16	スバル サンバー	農業政策課	01.05.11(13)
60	特種車(ダンプ)	つくば 400 す 43-78	エルフ	道路管理課	11.08.08(23)
61	特種車(ダンプ)	土浦 100 さ 5-48	エルフ	道路管理課	99.07.30(11)
62	特種車(ダンプ)	つくば 400 す 28-09	エルフ	道路管理課	06.06.00(18)
63	特種車(ホイローダー)	つくば 000 る 1-16	コマツ	道路管理課	16.07.25(28)
64	特種車(道路パトロール車)	土浦 800 す 5-27	スズキ(エスクード)	道路管理課	03.06.23(15)
65	特種車(ホイローダー)	土浦 00 せ 12-21	コマツ	道路管理課	96.11.27(08)
66	普通貨物自動車	つくば 400 さ 21-25	プロボックスバン	道路管理課	07.08.27(19)
67	軽四輪自動車	つくば 483 い 21-26	ハイゼットカーゴ	道路管理課	19.09.02(R1)
68	軽四輪自動車(軽トラ)	つくば 483 と 1-18	ハイゼットトラック	道路管理課	22.10.31(R4)
69	特種車(油圧ショベル)		コマツ	道路管理課	20.08.31(R2)

No	車種	登録番号	車名	管理担当課	登録年月日
70	普通貨物自動車	土浦 400 ち 43-36	プロボックスバン	道路建設課	06.06.30(18)
71	軽四輪自動車	つくば 483 う 53-53	ハイゼットカーゴ	道路建設課	21.06.16(R3)
72	普通貨物自動車	土浦 400 せ 31-84	ADバン	商工観光課	02.05.15(14)
73	軽四輪自動車	つくば 480 あ 33-53	アルトバン	都市整備課	07.06.20(19)
74	普通乗用自動車	つくば 500 そ 66-71	パッソ	下水道課	08.08.12(20)
75	普通貨物自動車	土浦 400 ち 53-44	プロボックスバン	下水道課	06.08.24(18)
76	特種車(トラック)	つくば 130 す 51-58	ダイナ	下水道課	14.11.27(26)
77	特種車(給水車)	土浦 88 に 24-07	エルフ	水道課	96.03.30(08)
78	普通貨物自動車	つくば 400 す 49-39	ADバン	水道課	12.05.28(24)
79	普通貨物自動車	つくば 400 さ 13-95	ボンゴ	水道課	07.06.12(19)
80	軽四輪自動車	つくば 480 く 59-60	エブリイ	水道課	16.05.23(28)
81	軽四輪自動車	土浦 41 こ 1-85	エブリイ	水道課	04.05.25(16)
82	軽四輪自動車	土浦 480 い 8-13	エブリイ	水道課	05.10.17(17)
83	普通乗用自動車	つくば 300 な 27-28	クラウン	議会事務局	13.06.21(25)
84	大型自動車(バス)	土浦 22 す 41-78	三菱	学校教育課	98.04.13(10)
85	普通乗用自動車	土浦 501 な 72-00	カローラ	学校教育課	05.08.23(17)
86	普通貨物自動車	土浦 400 そ 11-28	プロボックスバン	学校教育課	03.06.16(15)
87	普通乗用自動車	つくば 300 ふ 28-66	ハイエース	学校教育課	18.07.26(30)
88	普通乗用自動車	つくば 330 ん 28-33	ハイエース	学校教育課	19.08.23(R1)
89	普通乗用自動車	つくば 500 そ 35-40	パッソ	生涯学習課	08.06.20(20)
90	軽四輪自動車	土浦 480 あ 79-23	エブリイ	生涯学習課	05.07.25(17)
91	軽四輪自動車	土浦 41 く 65-45	アルトバン	岩井公民館	03.05.30(15)
92	軽四輪自動車(軽トラ)	つくば 483 あ 86-64	キャリイ	スポーツ振興課	20.10.22(R2)
93	軽四輪自動車	つくば 480 あ 28-46	エブリイ	スポーツ振興課	07.05.29(19)
94	軽四輪自動車	つくば 480 け 80-88	エブリイ	市民音楽ホール	18.06.15(30)
95	軽四輪自動車	土浦 41 え 21-20	アルトバン	資料館	01.01.31(13)
96	普通貨物自動車	土浦 400 そ 14-98	プロボックスバン	給食センター(岩井)	03.06.30(15)
97	特種車(給食コンテナ)	つくば 100 せ 43-01	エルフ	給食センター(岩井)	23.03.20(R5)
98	特種車(給食コンテナ)	つくば 100 さ 64-92	エルフ	給食センター(岩井)	11.12.26(23)
99	特種車(給食コンテナ)	土浦 11 ゆ 88-28	エルフ	給食センター(岩井)	95.01.06(07)
100	特種車(給食コンテナ)	つくば 100 さ 9-51	エルフ	給食センター(岩井)	07.08.22(19)
101	特種車(給食コンテナ)	つくば 100 さ 24-54	エルフ	給食センター(岩井)	08.07.30(20)
102	軽四輪自動車	土浦 41 き 19-02	アルトバン	給食センター(猿島)	02.05.30(14)
103	特種車(給食コンテナ)	つくば 100 さ 42-35	いすゞ	給食センター(猿島)	10.01.18(22)
104	特種車(給食コンテナ)	つくば 100 さ 38-96	いすゞ	給食センター(猿島)	09.09.25(21)
105	特種車(消防車)	土浦 88 さ 10-24	日野	坂東消防署	89.02.27(01)
106	特種車(消防車)	土浦 803 す 1	いすゞ	第1分団	06.08.10(18)

No	車 種	登 録 番 号	車 名	管理担当課	登録年月日
107	特種車 (消防車)	つくば 830 た 1-19	いすゞ	第 2 分団	10. 11. 30 (22)
108	特種車 (消防車)	つくば 830 に 3	いすゞ	第 3 分団	09. 12. 16 (21)
109	特種車 (消防車)	つくば 830 た 4	日 野	第 4 分団	12. 01. 30 (24)
110	特種車 (消防車)	つくば 830 た 5	いすゞ	第 5 分団	09. 12. 16 (21)
111	特種車 (消防車)	つくば 830 て 6	いすゞ	第 6 分団	10. 11. 30 (22)
112	特種車 (消防車)	つくば 800 つ 7	日 野	第 7 分団	12. 01. 30 (24)
113	特種車 (消防車)	つくば 800 ち 8	いすゞ	第 8 分団	08. 11. 17 (20)
114	特種車 (消防車)	土浦 800 さ 93-07	いすゞ	第 9 分団	02. 10. 10 (14)
115	特種車 (消防車)	つくば 830 と 9	日 野	第 9 分団	13. 01. 10 (25)
116	特種車 (消防車)	つくば 830 ひ 10	日 野	第 1 0 分団	23. 02. 10 (R5)
117	特種車 (消防車)	つくば 830 の 11	日 野	第 1 1 分団	14. 12. 11 (26)
118	特種車 (消防車)	つくば 830 た 3	日 野	第 1 2 分団	08. 02. 19 (20)
119	特種車 (消防車)	つくば 830 に 13	いすゞ	第 1 3 分団	20. 11. 16 (R2)
120	特種車 (消防車)	土浦 800 と 2	いすゞ	第 1 4 分団	04. 10. 20 (16)
121	特種車 (消防車)	つくば 830 す 15	日野	第 1 5 分団	13. 11. 07 (25)
122	特種車 (消防車)	つくば 830 せ 16	いすゞ	第 1 6 分団	06. 09. 04 (18)
123	大型自動車 (バス)	土浦 200 あ 5-28	日 野	企画課	06. 10. 19 (18)
124	大型自動車 (バス)	土浦 200 あ 5-29	日 野	企画課	06. 10. 19 (18)
125	大型自動車 (バス)	土浦 200 あ 5-30	日 野	企画課	06. 10. 19 (18)
126	普通貨物自動車	土浦 400 そ 93-14	プロボックスバン	管理公社	04. 05. 31 (16)
127	特種車 (トラック)	土浦 44 ゆ 60-24	エルフ	管理公社	96. 05. 21 (08)
128	特種車 (トラック)	つくば 400 す 74-23	キャンター	管理公社	13. 03. 25 (25)
129	特種車 (ユニック車)	土浦 11 ゆ 41-92	ユニック	管理公社	93. 09. 06 (05)
130	特種車 (トラック)	土浦 400 た 56-76	アトラス	管理公社	05. 04. 28 (17)
131	特殊車 (散水車)	土浦 88 す 61-76	日 野	管理公社	91. 04. 17 (03)
132	普通乗用自動車	つくば 330 な 22-87	アルファード	秘書広報課	19. 10. 09 (R1)

○緊急輸送道路一覧

1 第一次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起 点 側	終 点 側
468	首都圏中央連絡自動車道	猿島郡五霞町県境（埼玉県）から	稲敷郡河内町県境（千葉県）まで
354	国道 354 号	猿島郡境町塚崎 一般県道境間々田線交差（塚崎南交差点）から	坂東市上出島 坂東市道交差（上出島交差点）まで
	〃	坂東市岩井 一般県道中里坂東線交差（上岩井南交差点）から	常総市豊岡町 主要地方道取手豊岡線交差まで
20	結城坂東線（バイパス供用開始から）	坂東市弓田 首都圏中央連絡自動車道（坂東 IC）から	坂東市岩井 国道 354 号交差まで
	坂 東 市 道	坂東市上出島 国道 354 号交差（上出島交差点）から	坂東市岩井 一般県道中里坂東線交差（上岩井南交差点）まで
	岩 1 級 15 号線		

2 第二次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起 点 側	終 点 側
354	国道 354 号	坂東市上出島 坂東市道交差（上出島交差点）から	常総市新井木町 国道 294 号交差（新井木交差点）まで
3	つくば野田線	つくばみらい市小絹 国道 294 号交差（小絹東交差点）から	坂東市県境（千葉県）まで
20	結 城 坂 東 線	結城郡八千代町菅谷 国道 125 号交差（菅谷十字路交差点）から	坂東市弓田 首都圏中央連絡自動車道（坂東 IC）まで
	〃	坂東市辺田 国道 354 号交差（辺田交差点）から	坂東市矢作 主要地方道つくば野田線交差（矢作交差点）まで
	〃（バイパス供用開始まで）	坂東市沓掛 主要地方道結城坂東線交差から	坂東市岩井 国道 354 号交差（岩井交番前交差点）まで
135	猿 島 常 総 線	坂東市逆井 一般県道若境線交差（前原交差点）から	坂東市沓掛 主要地方道結城坂東線交差（沓掛交差点）まで
137	若 境 線	坂東市逆井 一般県道猿島常総線交差（前原交差点）から	猿島郡境町境 主要地方道結城野田線交差まで
252	坂 東 菅 生 線	坂東市神田山 国道 354 号交差（神田山交差点）から	常総市菅生町 主要地方道取手豊岡線交差（菅生交差点）まで

3 第三次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起 点 側	終 点 側
123	土 浦 坂 東 線	坂東市役所から	坂東市岩井 国道 354 号交差（仲町十字路交差点）まで
	坂 東 市 道	坂東市岩井 国道 354 号線（岩井交番西交差点）から	坂東市辺田 国道 354 号線（辺田交差点）まで
	岩 1 級 13 号線		

○本市の道路の現況

1 主要道路（国道・主要地方道）

路線名	区間	延長 (m)	幅員 (m)	路面の 状況
国道354号	豊神橋 ～ 寺久	13,551	7.5	舗装道
結城坂東線	孫兵衛新田 ～ 矢作	14,668	6.0 ～ 7.5	舗装道
土浦境線	孫兵衛新田 ～ 半谷	8,757	5.0 ～ 6.0	舗装道
つくば野田線	法師戸 ～ 目吹大橋	3,943	7.5	舗装道

2 主要道路（一般県道）

路線名	区間	延長 (m)	幅員 (m)	路面の 状況
土浦坂東線	勘助新田 ～ 岩井	5,584	5.5	舗装道
岩井野田線	岩井 ～ 小山	5,250	5.0	舗装道
中里坂東線	逆井 ～ 岩井	12,383	5.5 ～ 12	舗装道
坂東菅生線	神田山 ～ 神田山	2,900	7.0	舗装道
猿島常総線	逆井 ～ 猫実	15,336	3.8 ～ 5.5	舗装道
小山菅生小絹停車場線	小山 ～ 法師戸	4,633	5.0	舗装道
伏木坂東線	長須 ～ 岩井	5,103	4.5	舗装道
高崎坂東線	沓掛 ～ 神田山	8,621	4.5 ～ 10	舗装道
岩井関宿野田線	長須 ～ 下総利根大橋	3,077	6.0	舗装道
若境線	逆井 ～ 逆井	3,219	4.0 ～ 6.0	舗装道

3 市管理道路

路線名	区間		延長 (m)	幅員 (m)	路面の 状況
	起点	終点			
岩1級1号線	岩井 4355-46	幸田新田 424-2	4411.5	5.1 ～ 25.1	舗装道
岩1級2号線	弓田 1610-4	弓田 431-1	175.0	4.0 ～ 6.3	舗装道
岩1級3号線	岩井 2172-3	半谷 61	7001.9	3.7 ～ 23.0	舗装道
岩1級4号線	みむら 1146-1	弓田 471-1	4034.8	3.7 ～ 16.6	舗装道
岩1級5号線	上出島 1178-4	木間ヶ瀬 11140-1	3907.3	3.5 ～ 24.3	舗装道
岩1級6号線	矢作 97-1	長谷 2637-1	2950.9	8.2 ～ 34.1	舗装道
岩1級7号線	鶴戸 1086-2	辺田 1039-4	4442.9	3.0 ～ 35.5	舗装道
岩1級8号線	長谷 2658-3	神田山 115-1	4726.1	3.0 ～ 24.8	舗装道
岩1級9号線	大口 2239-1	庄右衛門新田 99-	2236.6	4.6 ～ 14.5	舗装道
岩1級10号線	弓田 433-3	弓田 1610-4	3247.5	9.5 ～ 19.7	舗装道
岩1級11号線	岩井 2986-3	長谷 1074-7	2146.8	15.8 ～ 33.1	舗装道
岩1級12号線	岩井 5098	岩井 3570-2	1422.4	16.0 ～ 30.8	計画中
岩1級13号線	岩井 2869-2	辺田 486-6	3085.4	15.6 ～ 22.9	舗装道
岩1級14号線	長谷 2636	古布内 2234-2	6971.8	3.9 ～ 20.1	舗装道

路線名	区間		延長 (m)	幅員 (m)	路面の 状況
	起点	終点			
岩1級15号線	上出島 1215-1	岩井 543-1	1307.9	15.0 ~ 38.0	舗装道
猿1級1号線	逆井 2560-1	逆井 6276	2011.1	9.0 ~ 20.5	舗装道
猿1級2号線	山 1501-1	生子 2763-3	3119.4	5.1 ~ 15.4	舗装道
猿1級3号線	生子 612-2	菅谷 1309-1	2936.3	7.5 ~ 24.5	舗装道
猿1級4号線	半谷 235-6	山 4924	1460.7	7.4 ~ 31.6	舗装道
猿1級5号線	沓掛 2211-3	内野山 1574-2	4491.3	3.1 ~ 14.5	舗装道
猿1級7号線	生子新田 1191	生子 3235-1	2851.5	7.2 ~ 16.5	舗装道
岩2級1号線	矢作 2679-1	薙打 1518-4	3719.9	3.2 ~ 13.5	舗装道
岩2級2号線	法師戸 429-1	中里 1121	3912.1	3.7 ~ 29.8	舗装道
岩2級3号線	神田山 2728-4	猫実 1703	3454.3	3.6 ~ 26.2	舗装道
岩2級4号線	長須 1617	長須 9943-1	2364.5	5.7 ~ 16.0	舗装道
岩2級5号線	矢作 3051-3	中里 629-3	3621.9	2.4 ~ 22.9	舗装道
岩2級6号線	借宿 653-5	半谷 1471-1	1503.6	4.0 ~ 11.0	舗装道
岩2級7号線	寺久 615-1	借宿 668-内 1	2012.6	3.5 ~ 12.5	舗装道
岩2級8号線	長須 3654-1	古布内 2693-1	3051.2	4.6 ~ 37.8	舗装道
岩2級9号線	上出島 1217-5	弓田 2146-3	2498.6	2.4 ~ 16.5	舗装道
岩2級10号線	岩井 1417-3	上出島 511-1	2396.6	7.5 ~ 28.5	舗装道
岩2級11号線	長谷 783-1	長谷 2473-1	1265.5	3.6 ~ 12.1	舗装道
岩2級12号線	猫実 1440-2	幸田 1243	1096.6	5.5 ~ 22.0	舗装道
岩2級13号線	神田山新田 127-1	幸田 1256-2	1928.3	4.0 ~ 16.3	舗装道
岩2級14号線	桐木 957-1	長谷 1389-1	1888.2	4.0 ~ 8.4	舗装道
岩2級15号線	大馬新田乙 8-1	大馬新田甲 285-4	869.8	10.2 ~ 15.7	舗装道
岩2級16号線	猫実新田 20-1	大口 1378-1	2695.6	2.4 ~ 19.8	舗装道
岩2級17号線	薙打 1449-1	小山 2347-1	2598.0	2.3 ~ 10.8	舗装道
猿2級1号線	逆井 2733-5	生子 3225-3	2714.4	8.6 ~ 22.0	舗装道
猿2級2号線	山 1478-2	逆井 5820	1321.9	5.5 ~ 23.4	舗装道
猿2級3号線	菅谷 402-1	生子 2618-3	2075.4	5.6 ~ 19.0	舗装道
猿2級4号線	沓掛 1145	沓掛 411-1	1868.6	1.8 ~ 11.0	舗装道
猿2級5号線	沓掛 6054	沓掛 6254	818.2	3.0 ~ 8.6	舗装道

○都市計画道路一覧

路線名	起点	終点	延長	幅員	備考
辺田上出島線	辺田字丹後作	上出島字南原台山	5,320m	16m	
長谷・藤田線	岩井字長谷境	岩井字屋敷付	1,500m	16m	H27 一部完成
長谷八幡線	長谷字島原口	岩井字五斗蒔	2,150m	16m	H6 完成
辺田長谷線	辺田字三角	長谷字水頭橋	880m	16m	H9 完成
辺田本町線	辺田字宅地脇	岩井字旧境内	3,060m	16m	整備中
篠山藤田線	岩井字佐土ヶ島	岩井字屋敷付	1,540m	12m	
大口上出島線	大口字中浜	上出島字堤内	9,450m	25m~30m	
猫実大口線	猫実新田字宮沼	大口字加房木	600m	16m	
岩井勘助新田線	岩井字城合	勘助新田字橋向	3,530m	12m~16m	
首都圏中央自動車連絡道	五霞町大字幸主字一番割	勘助新田字堀向宮下	22.22km (10.16km)	25m	
沓掛橋・岩井線	沓掛字小山	岩井字西高野	6,810m (4,300m)	16m	
三本松・中西線	辺田字三本松	辺田字中西前	640m	17m	整備中
辺田城合線	辺田字向地下	岩井字城合	970m	17m	
遠神・追分線	沓掛字遠神	沓掛字松山	1,220m	14m	
生子・山崎線	生子字西田	境町大字山崎	4,310m (450m)	25m	
三番縄・赤木下線			880m	16m	

○本市の橋梁の現況

1 橋梁（国道）

路線名	種別	数量	延長（m）	平均幅員（m）
国道 354 号	永久橋	5	102.6	5.5

2 橋梁（県道）

路線名	種別	数量	延長（m）	平均幅員（m）
つくば野田線	永久橋	3	574.3	7.5
結城坂東線	永久橋	3	69.4	10.0
土浦坂東線	永久橋	5	88.9	6.7
猿島常総線	永久橋	4	86.6	4.1
高崎坂東線	永久橋	2	71.7	11.0
岩井関宿野田線	永久橋	1	1033.0	6.0
伏木坂東線	永久橋	2	134.8	5.5
若境線	永久橋	1	26.0	6.0

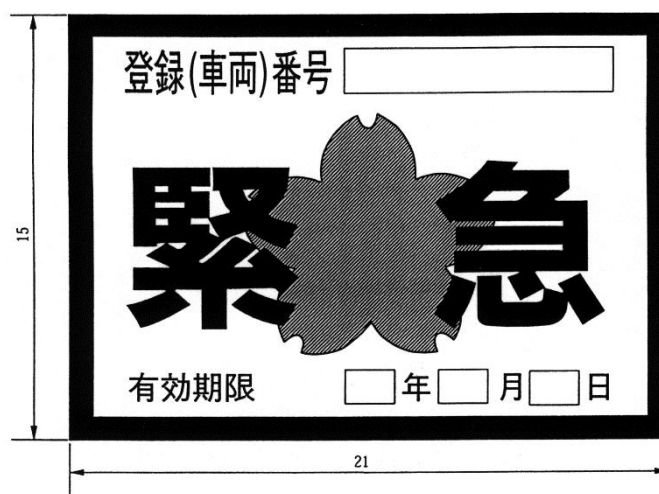
3 橋梁（市道）

路線名	種別	橋梁数	延長（m）	備考
岩井	永久橋	16	215.9	
弓馬田	永久橋	5	83.4	
飯島	永久橋	26	328.2	
神大実	永久橋	9	199.1	
七郷	永久橋	32	194.6	
中川	永久橋	10	116.2	
長須	永久橋	19	285.0	
七重	永久橋	14	159.0	
逆井	永久橋	12	211.7	
山	永久橋	9	178.2	
菅谷	永久橋	5	25.5	
生子	永久橋	12	92.3	
沓掛	永久橋	10	175.8	
内野山	永久橋	2	46.0	

○ヘリコプター離着陸場

	名 称	所 在 地
1	坂東市立岩井第二小学校	坂東市辺田 1172-7
2	宝堀運動公園	坂東市神田山 2137-1
3	岩井浄化センター	坂東市小山 1820
4	八坂公園陸上競技場	坂東市岩井 3162-3
5	幸神平公園	坂東市幸神平 34
6	坂東市立猿島中学校	坂東市山 2807
7	生子運動公園	坂東市生子新田 884-1
8	沓掛球場	坂東市沓掛 6083
9	坂東市猿島球場	坂東市生子新田 804
10	前山倉庫株式会社駐車場	坂東市神田山 1129
11	前山公園	坂東市逆井 2845-3

○緊急通行車両標章



- 備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○通行の禁止又は制限するときの標示



- 備考1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の2倍まで拡大し、又は図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

○緊急通行車両確認証明書

様式第4（第6条関係）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

○緊急輸送車両確認証明書

第 号				年 月 日		
緊急輸送車両確認証明書						
				知 事 <input type="checkbox"/>		
				公安委員会 <input type="checkbox"/>		
番号標に表示されている番号						
輸送人員又は品名						
使 用 者		住 所				
		氏 名				
輸 送 日 時						
輸 送 経 路		出 発 地		経 由 地		目 的 地
備 考						

備考 用紙は、日本工業規格 B 6 とする。

○防災行政無線設置一覧

1 市役所グループ

配置先	呼出番号	配置先	呼出番号
○岩井庁舎（交通防災課）	999	○健康づくり推進課	109
○交通防災課	996	○農政課	110
○猿島庁舎	100	○商工観光課	111
○秘書広報課	101	○道路管理課	112
○交通防災課	102	○道路建設課	113
○総務課	103	○水道課	114
○企画課	104	○下水道課	115
○市民課	105	○学校教育課	116
○さしま窓口センター	106	○岩井公民館	117
○生活環境課	107	○給食センター	118
○社会福祉課	108	○市民音楽ホール	119

2 市役所グループ車載機

配置先	呼出番号
○交通防災課（ノア）	土 浦 501 そ 89-59 901
○交通防災課（交通指導車）	土 浦 44 る 9-53 903
○管財課（プロボックスSP付）	土 浦 400 そ 11-27 151
○管財課（パッツ）	つくば 500 さ 97-85 152
○管財課（アルトバン）	つくば 480 あ 33-53 153
○管財課（アルトバン）	土 浦 41 く 65-45 154
○福祉センター（カラーバン）	土 浦 400 せ 38-48 155
○生活環境課（プロボックスバン）	土 浦 400 た 75-99 156
○道路課（エスクード）	土 浦 800 す 5-27 157
○商工観光課（ADバン）	土 浦 400 せ 31-84 158
○窓口センター（プロボックスバン）	土 浦 400 た 78-10 159
○窓口センター（軽トラ サンバー）	土 浦 41 え 68-16 160
○猿島保健センター（アルトバン）	つくば 480 い 10-71 161
○水道課（ボンゴ）	つくば 400 さ 13-95 162
○岩井保健センター（ライフ）	土 浦 50 な 41-87 163
○農村整備課（カルディナバン）	土 浦 400 さ 23-00 164

3 学校グループ

配置先	呼出番号	配置先	呼出番号
○交通防災課	997	○七重小学校	309
○学校教育課	300	○生子菅小学校	310
○岩井第一小学校	301	○逆井山小学校	311
○岩井第二小学校	302	○沓掛小学校	312
○弓馬田小学校	303	○内野山小学校	313
○飯島小学校	304	○岩井中学校	314
○神大実小学校	305	○東中学校	315
○七郷小学校	306	○南中学校	316
○中川小学校	307	○猿島中学校	317
○長須小学校	308		

4 防災グループ

配置先	呼出番号	配置先	呼出番号
○交通防災課	998	○消防団第4分団車両	804
○交通防災課(指令車)	902	○消防団第5分団車両	805
○坂東消防署	919	○消防団第6分団車両	806
○寺久分署	920	○消防団第7分団車両	807
○猿島分署	921	○消防団第8分団車両	808
○団長	881	○消防団第9分団車両	809
○副団長	882	○消防団第9分団車両	818
○副団長	883	○消防団第10分団車両	810
○副団長	884	○消防団第11分団車両	811
○副団長	885	○消防団第12分団車両	812
○予備	886	○消防団第13分団車両	813
○消防団第1分団車両	801	○消防団第14分団車両	814
○消防団第2分団車両	802	○消防団第15分団車両	815
○消防団第3分団車両	803	○消防団第16分団車両	816

○災害時優先電話設置状況一覧

No	名 称	設置場所所在	電 話 番 号		
			(NTT 茨城)	(NTT 栃木)	F A X
1	岩井庁舎	坂東市岩井 4365	35-0018		
2	岩井庁舎	坂東市岩井 4365	35-2122		
3	猿島庁舎	坂東市山 2730	44-3152		
4	岩井保健センター	坂東市弓田 2145-1	35-3121		
5	猿島保健センター	坂東市山 2717-1		88-0001	
6	児童福祉センター	坂東市岩井 4326-1	35-8844		35-9595
7	岩井福祉センター「夢積館」	坂東市辺田 48	36-1901		36-1903
8	猿島福祉センター「ほほえみ」	坂東市山 2721		88-0100	
9	市民音楽ホール	坂東市岩井 5082	36-1100		
10	岩井公民館	坂東市岩井 3108			35-8802
11	猿島公民館	坂東市山 2730	44-2641		
12	総合体育館	坂東市岩井 3086	35-1711		
13	猿島体育館	坂東市山 2724		88-0596	
14	猿島武道館	坂東市山 2724		88-0596	
15	市立岩井第一小学校	坂東市岩井 2029-1	35-0019		
16	市立岩井第二小学校	坂東市辺田 1172-7	35-6524		
17	市立弓馬田小学校	坂東市馬立 30-1	35-1351		
18	市立飯島小学校	坂東市幸田新田 1468-1	35-3764		
19	市立神大実小学校	坂東市猫実 805	39-2311		
20	市立七郷小学校	坂東市矢作 87-1	38-2436		
21	市立中川小学校	坂東市小山 108	38-2449		
22	市立長須小学校	坂東市長須 1243	35-5518		
23	市立七重小学校	坂東市借宿 683-2	34-2301		
24	市立逆井山小学校	坂東市逆井 1825-30		88-1527	
25	市立生子菅小学校	坂東市生子 2219		88-0001	
26	市立沓掛小学校	坂東市沓掛 3775	44-2016		
27	市立内野山小学校	坂東市内野山 849	44-3159		
28	市立岩井中学校	坂東市上出島 1053	34-3141		
29	市立東中学校	坂東市猫実 1093-2	39-2313		
30	市立南中学校	坂東市矢作 326	38-2602		
31	市立猿島中学校	坂東市山 2807	44-3211	88-0907	

No	名 称	設置場所所在	電 話 番 号		
			(NTT 茨城)	(NTT 栃木)	F A X
32	県立坂東総合高等学校	坂東市逆井 2833-115		88-1011	
33	県立岩井高等学校	坂東市岩井 4319-1	35-1668		
34	市立岩井第二幼稚園	坂東市辺田 1172-3	35-8360		
35	市立神大実幼稚園	坂東市猫実 1086	39-2501		
36	市立猿島幼稚園	坂東市沓掛 6083-3	44-3221		
37	市立旧生子菅幼稚園	坂東市生子 2743-1		88-0821	
38	岩井公民館神大実分館	坂東市猫実 794-2	30-1800		
39	西村公民館	坂東市沓掛 2401	44-2934		
40	生子菅地区農業構造改善センター	坂東市生子新田 879-1		88-0900	

〔危険箇所〕

○土砂災害警戒区域等指定箇所一覧

No	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	指定告示年月日
1	218-II-001	神田山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年4月7日
2	218-II-002	法師戸	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年4月7日
3	218-II-003	矢作-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年4月7日
4	218-III-001	みむら	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年4月7日
5	218-III-002	長谷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年4月7日
6	218-III-003	岩井	急傾斜地の崩壊	○		平成23年4月7日
7	218-III-004	矢作-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年4月7日
8	218-III-005	神田山-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年4月7日

〔応援協定等〕

○応援協定等一覧

No.	協定等名	締結先	締結日	目的	協定の主な内容
1	災害時等の相互応援に関する協定	県内全市町村 (87市町村)	H 6. 4. 1	県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、災害市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、市町村相互間において速やかに応援態勢を整えることを目的とする。	(1)食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援及び救護活動に必要な車両、舟艇等の提供 (4)救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 (5)被災者の一時収容のための施設の提供 (6)特に要請のあった事項
2	全国青年市長会災害相互応援に関する要綱	全国 70 市	H 7. 10. 27	大規模な災害が発生したとき、被災した会員市のみでは十分な救護等の応急処置が実施できない場合に、食糧・飲料水及び生活必需品並びに救援救助活動に必要な車両等の提供を主な目的とする。	(1)食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)救援及び救護活動に必要な車両等の提供 (3)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (4)被災者の一時収容のための施設の提供 (5)被災児童、生徒等の一時受け入れ (6)救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣 (7)ボランティアのあっせん (8)前各号に定めるもののほか、被災会員市が特に必要と認めるもの
3	消防相互応援協定	西南広域市町村圏事務組合を構成する 11 市町村	H 7. 12. 1	火災その他の災害に対応するため、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。	協定市町村の区域内で発生した災害で、発生他市町村の長の要請に基づいて出動する応援
4	災害時の医療救護についての協定 医療救護に係る費用弁償についての覚書 医療救護活動実施細目	茨城県きぬ医師会 (常総市、つくばみらい市)	H12. 2. 1 H25. 10. 17 (再締結)	災害時の医療救護を円滑に実施するために、医療救護計画に基づき医療救護班の編成、医療救護班の活動計画、医薬品、医薬資器材等の事項について定めている。	医療救護班の派遣
5	野田市・坂東市消防相互応援協定	野田市	H17. 4. 1	火災又はその他の災害等の発生に際し相互消防力を活用し被害を最小限に防止する。	坂東市古布内・木間ヶ瀬・長須・蕨打・法師戸・小山・矢作区域内（野田市については古布内・木間ヶ瀬・目吹・蕨打・船形・小山）に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から出動するものとする。
6	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	いばらきコープ生活協同組合	H18. 2. 14	災害時において被災者を救済するため、物資の調達及びボランティア活動への支援を円滑に行うことで市民生活の安定に寄与する。	(1)市内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 (2)市外の災害救助のため、茨城県又は近隣市町村から物資の調達の斡旋を要求されたとき。 (3)その他市長が特に必要と認めるとき。 保有する物資の供給を要請することができるものとする。

No.	協定等名	締結先	締結日	目的	協定の主な内容
7	消防相互応援協定	常総市、つくば市、守谷市 つくばみらい市	H18. 6. 1	常総市、坂東市、つくば市、守谷市、つくばみらい市の長は、火災又はその他の災害等の発生に際し相互消防力を活用し被害を最小限に防止する。	応援する近隣区域内に火災等を覚知したときは出動する（普通応援）。協定市の区域内に火災等が発生し、特に応援の要請を受けたときは応援の程度を決定のうえ出動させるものとする。（特別応援）
8	災害時支援協力に関する協定	坂東建友会 （旧：坂東市建設業協同組合）	H18. 10. 3 H29. 6. 1 （失効） R2. 10. 19 （新規締結）	坂東市が行う災害対策に関し、災害支援協力を得ることを目的とする。	(1) 甲が管理する道路、河川及び下水道等の施設の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業 (2) 倒壊建物など障害物の除去 (3) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送 (4) その他甲が必要と認める緊急応急作業
9	災害時支援協力に関する協定	ばんどう建設業協会（坂東市岩井・猿島建設業協会）	H21. 8. 1 H22. 6. 1 H24. 3. 10 H26. 5. 1 H28. 5. 2 H29. 7. 1 （再締結）	坂東市が行う災害対策に関し、災害支援協力を得ることを目的とする。	(1) 坂東市が管理する道路、河川及び下水道等の施設の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業 (2) 倒壊建物など障害物の除去 (3) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送 (4) その他坂東市が必要と認める緊急応急作業
10	災害時の道路上における緊急通行妨害車両障害物等の排除業務に関する協定	有限会社サカイレッカーサービス	H20. 4. 1 H29. 5. 1 （再締結）	市内及び周辺において、地震、洪水等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、(有)サカイレッカーサービスに協力を求めるに当たって必要な事項を定めている。	市内において災害時の救助救援活動を行うに当たり、障害物移動の必要がある場合には、(有)サカイレッカーサービスに当該障害物の移動について協力を要請するもの。
11	災害時の緊急救援輸送に関する協定	社団法人茨城県トラック協会 県西支部	H20. 5. 15 H25. 11. 26 （再締結）	災害時の車両による物資の輸送・配送に関すること、及び必要な人員の派遣に関して、迅速かつ的確に実施することにより、被害を最小限に食い止め、早期の復旧・復興に資することを目的とする。	(1) 物資等の緊急救援輸送に関し必要な車両及び機材等の出動 (2) 物資等の緊急救援輸送に関し必要な人材の派遣 (3) その他坂東市が必要と認める業務
12	災害時の医療救護活動に関する協定書	坂東市薬剤師会	H20. 6. 1	災害時の医療救護活動の円滑な実施を図ることを目的とする。	(1) 救護所における傷病者等に対する調剤、服薬指導 (2) 救護所及び医療品等の集積場所における仕分け、管理 (3) その他医療救護活動において必要な業務
13	アマチュア無線による災害時応援協定書	岩井中央火腿クラブ	H20. 8. 8	災害時の情報の伝達収集を目的とする。	公衆通信網その他通常の方法手段による通信連絡が困難又は不可能な場合であって情報の収集伝達上必要があると認めるとき、情報の収集伝達について必要な協力を要請することができるものとしている。
14	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局長	H23. 1. 12	災害時における各種情報の交換等について定め、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。	(1) 一般被害状況に関すること。 (2) 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設 等）の被害状況に関すること。 (3) その他相互が必要な事項
15	災害用飲料水等の供給協力に関する協定書	利根コカ・コーラボトリング株式会社	H23. 7. 10	災害時における飲料水の無料提供、情報提供をすることで災害発生に備えることを目的とする。	災害対応型自動販売機内の備蓄飲料水を無償提供する。

No.	協定等名	締結先	締結日	目的	協定の主な内容
16	災害時等の相互応援に関する協定	北茨城市、河内町	H24. 2. 28	県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、災害市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、市町村相互間において速やかに応援態勢を整えることを目的とする。	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救援及び救護活動に必要な車両、舟艇等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 (5) 被災者の一時収容のための施設の提供 (6) 特に要請のあった事項
17	災害時における物資の供給に関する協定	レンゴー株式会社 利根川事業所	H24. 3. 10 R2. 7. 30 (再締結)	災害時における救援物資の提供等を目的とする。	・物資の供給等の協力要請 段ボール製簡易ベット、段ボール製品(間仕切りなど)、その他市が必要とする物資でレンゴーが取り扱う商品 ・物資の引き渡し運搬等
18	災害時等における救援物資の提供等に関する協定	株式会社すぎのや	H24. 3. 10	災害時における救援物資の提供等を目的とする。	緊急に必要とする救援物資の提供を無償で要請することができる。
19	災害時等における救援物資の提供等に関する協定	株式会社グローバルフーズ	H24. 3. 10	災害時における救援物資の提供等を目的とする。	緊急に必要とする救援物資の提供を無償で要請することができる。
20	災害時等における救援物資の提供等に関する協定	岩井農業協同組合	H24. 3. 10	災害時における救援物資の提供等を目的とする。	緊急に必要とする救援物資の提供を無償で要請することができる。
21	災害時等における緊急救援輸送に関する協定	前山倉庫株式会社	H24. 3. 10 H26. 5. 1 (再締結)	災害時において緊急救援輸送の要請をし、必要な車両及び機材等の出動及び人材の派遣を受けることで市民生活の早期安定を図る。	要請する業務の種類 (1) 車両及び機材等の出動 (2) 人材の派遣 (3) 防災ヘリコプター緊急離着陸場の確保 (4) その他必要と認める業務
22	災害時等における緊急救援輸送に関する協定	中山観光自動車株式会社	H24. 3. 10	災害時において緊急救援輸送の要請をし、必要な車両及び機材等の出動及び人材の派遣を受けることで市民生活の早期安定を図る。	(1) 車両及び機材等の出動 (2) 人材の派遣 (3) その他必要と認める業務
23	災害時等における支援協力に関する協定	坂東市岩井上下水道工事店組合	H24. 3. 10	災害時において支援協力に関し必要な事項を定めることで、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。	(1) 道路、河川及び下水道等の施設の機能の確保等並びに緊急を要する公共施設の応急普及作業 (2) 倒壊建物などの障害物の除去 (3) 緊急を要する建設資器材等の調達及び輸送 (4) その他必要と認める緊急応急作業
24	災害時等における支援協力に関する協定	坂東市さしま上下水道工事店組合	H24. 3. 10	災害時において支援協力に関し必要な事項を定めることで、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。	(1) 道路、河川及び下水道等の施設の機能の確保等並びに緊急を要する公共施設の応急普及作業 (2) 倒壊建物などの障害物の除去 (3) 緊急を要する建設資器材等の調達及び輸送 (4) その他必要と認める緊急応急作業

No.	協定等名	締結先	締結日	目的	協定の主な内容
25	災害時における電気設備の復旧に関する協定	一般財団法人 関東電気保安協会茨城事業本部	H24. 3. 10	大規模な事故により停電事故が発生した場合、事故の発生状況の提供を受け、市民への情報提供に努めることを目的とする。	送電可否の判断並びに電力確保のため行う試験、測定及び助言を提供するに当たって市の指示に従い業務に従事するものとする。 消防、警察、電気工事関係者、その他の災害復旧に携わる他団体との協力が必要なときは、各団体と協議の上、市の指示を受けて災害復旧に努める。
26	坂東市防災行政無線等の活用に関する協定書	東京電力パワーグリッド株式会社竜ヶ崎支社	H24. 3. 10 H30. 12. 13 (再締結)	地震、台風その他突発的な大規模な事故により停電事故が発生し、独自で速やかな広報活動ができない際に依頼を受け、防災行政無線等にて市で広報をする。	・依頼を受け、市民に対して広報をする。 ・東京電力パワーグリッド株式会社は、坂東市広域における停電発生状況や需給逼迫状況について情報提供依頼を受けた場合は、速やかにその提供を行う。
27	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 清風福祉会	H24. 3. 10	災害時における災害時要援護者への避難援護について、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請すること。	福祉避難所として指定する施設 (1)施設名 特別養護老人ホーム 恵愛荘 (2)所在地 坂東市沓掛 337
28	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 中川福祉会	H24. 3. 10	災害時における災害時要援護者への避難援護について、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請すること。	福祉避難所として指定する施設 (1)施設名 特別養護老人ホーム ハートフル広侖 (2)所在地 坂東市小山 258
29	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 法師会	H24. 3. 10	災害時における災害時要援護者への避難援護について、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請すること。	福祉避難所として指定する施設 (1)施設名 特別養護老人ホーム 長寿の里 (2)所在地 坂東市中里 1213
30	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 緑平会	H24. 3. 10	災害時における災害時要援護者への避難援護について、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請すること。	福祉避難所として指定する施設 (1)施設名 特別養護老人ホーム 延寿館 (2)所在地 坂東市長須 1188-2
31	茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定	古河市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町及び境町	H25. 2. 19	左記いずれかの協定市町において原子力災害が発生した場合に、被災した協定市町に対する、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行することを目的とする。	(1)食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4)消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要の職員の派遣 (5)ボランティアのあっせん (6)被災児童・生徒の教育機関への受け入れ及びあっせん (7)被災者を一時的に受入れるための施設の提供及びあっせん (8)原子力災害により、避難が必要となる地域から避難民を受入れるための施設の提供及びあっせん (9)前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
32	災害時等における支援協力に関する協定	猿島土建一般労働組合	H25. 5. 2	災害時において、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。	(1)市が管理する道路、河川及び下水道等の施設の機能の確保等並びに緊急を要する公共施設の応急復旧作業 (2)倒壊建物などの障害物の除去 (3)緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送 (4)その他必要と認める緊急応急作業

No.	協定等名	締結先	締結日	目的	協定の主な内容
33	廃棄物と環境を考 える協議会加盟団 体災害時相互応援 協定	加盟自治体 (茨城県、栃 木県、群馬 県、千葉県、 東京都、山梨 県内の65市町 村)	H25. 7. 12	災害が発生し、被災した加盟団 体が独自では被災者の救済その 他の応急措置を十分に実施でき ない場合に、加盟団体が相互に 応援協力し、被災団体への災害 応援を行うこと。	(1) 応急物資及び資機材の提供 (2) 応急及び復旧に必要な職員の派遣 (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請 があった事項
34	災害時等におけるラ ジコンヘリコプター による空撮に関する 協定	坂東ラジコン クラブ	H26. 1. 14	災害時、上空からの空撮調査に より人命救助や災害復旧に素早 く対応することを目的とする。	(1) 災害発生時、ラジコンヘリコプターを 使った空撮調査への協力 (2) 市職員に対し、ラジコンヘリコプター 操縦訓練への協力 (3) その他必要と認めるものへの協力
35	災害時の歯科医療救 護についての協定	一般社団法人 茨城西南歯科 医師会	H26. 5. 20	災害時、歯科医療チームの派遣 を要請することにより、口腔負 傷者の救護、亡くなられた方の 歯型による個人識別、避難所等 における避難者の健康保持のた めの口腔ケア等が受けられるよ うにする。	(1) 一般社団法人茨城西南歯科医師会は、 市内の災害時歯科医療の中核機能を十分 に発揮するように努める。 (2) 市は、避難所等において避難者への口 腔ケアの重要性の啓発に努める。
36	災害時等における相 互応援に関する協定	古河市、境 町、五霞町、 一般社団法人 茨城県建設業 協会境支部	H26. 6. 3	被災市町独自では十分な応急措 置が実施できないときに、市町 相互間の応援を円滑に遂行す ることを目的とする。	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びに その供給に必要な資機材の提供 (2) 救助及び応急復旧活動に必要な資機 材、物資、車両、人員の提供 (3) 避難が必要な被災者の受入れ (4) ボランティアのあっせん (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請 のあった事項
37	災害時における放送 要請に関する協定	株式会社 茨城放送	H27. 3. 20	市内で地震、風水害、その他災 害が発生し、又は発生するおそ れがある場合において、他の放 送に優先して臨時放送を行う。	住民に対し、通知、伝達又は警告が緊急 を要する場合において、特別に必要なあ るときは、放送を要請し、臨時放送を行 う。
38	見守り活動への協力 に関する協定	いばらきコー プ生活協同組 合	H27. 3. 20	高齢者、障がい者及び子どもが 安心して暮らせる地域づくり並 びに安全な道路環境の確保を目 的として市が行う活動への協力	商品を配送する際に、要援護者の異変に 気づいたとき又は道路の陥没等の異常を 発見したときは、市に通報する。
39	災害時における生活 必需物資の供給協力 等に関する協定	生活協同組合 パルシステム 茨城	H27. 3. 20	災害時において被災者を救済す るため、物資の調達及びボラン ティア活動への支援を円滑に行 うことで市民生活の安定に寄与 する。	(1) 市内に災害が発生し、又は発生する恐 れがあるとき (2) 市外の災害救助のため、県又は近隣市 町村から物資の調達の斡旋を要求された とき (3) その他市長が特に必要と認めるとき 保有する物資の供給を要請することがで きる。
40	見守り活動への協力 に関する協定	生活協同組合 パルシステム 茨城	H27. 3. 20	高齢者、障がい者及び子どもが 安心して暮らせる地域づくり並 びに安全な道路環境の確保を目 的として市が行う活動への協力	商品を配送する際に、要援護者の異変に 気づいたとき又は道路の陥没等の異常を 発見したときは、市に通報する。
41	災害時におけるヘリ コプターによる情報 収集及び緊急救援輸 送に関する協定	株式会社フル ハシ商事	H27. 8. 8	災害時におけるヘリコプターに よる情報収集及び緊急救援輸 送への協力を行う	(1) 甲が要請する区域等の情報収集 (2) 甲が要請する場所への緊急救援物資及 び人員の輸送 (3) その他甲が必要と認めるもの
42	災害時等における救 援物資の提供等に関 する協定	茨城むつみ農 業協同組合	H27. 8. 8	市内に地震、水害又はその他の 災害が発生し、又は発生するお それがある場合、市民生活の早 期安定を図るため、救援物資の 提供を行う	緊急に必要なとする救援物資の提供を無償 で要請することができる。

No.	協定等名	締結先	締結日	目的	協定の主な内容
43	災害時における燃料等の支援に関する協定	茨城県石油商業組合坂東支部	H27. 8. 8	市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他市長が特に必要と認める場合において、燃料等が必要であると認めるときは、燃料等の供給を依頼するものとし、優先的に供給を行う	(1)事業所で取り扱う燃料（ガソリン、軽油、オイル、混合油、灯油、重油）及び機材などをいう。 (2)応急対策用に必要な燃料等の供給を依頼する場合は、燃料等供給協力依頼書により品目、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を明らかにして行う。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日依頼書をもって処理する。 (3)災害応急対策車両及び緊急物資輸送車両の燃料等の供給を依頼する場合は、車両の台数を明らかにして口頭で依頼する。災害応急対策車両及び緊急物資輸送車両の燃料等の供給を受ける際は、災害応急対策車両等がわかるよう表示する。
44	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会猿島地方支部	H27. 8. 8	災害時における物資の円滑な調達に資するため、物資の調達に係る協力の要請を行う	(1)LPガス (2)その他甲が必要とする物資
45	災害時におけるユニットハウスの供給に関する協定	三協フロンティア株式会社	H27. 10. 1 H30. 8. 1 (一部変更)	市内に地震、水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の提供を行う	(1)ユニットハウスによる仮設事務所、仮設住宅 (2)その他甲が指定する物資
46	災害時における量の供給に関する協定	「5日で5000枚の約束。プロジェクト」実行委員会	H27. 10. 1	市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合、量を迅速かつ円滑に確保し、被災者の避難生活等の安定を図ることを目的とする。	(1)量を調達する必要があるときは、量の供給を要請することができる。 (2)要請は、要請書（別記様式）により行う。ただし、緊急の場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出する。
47	災害時における情報発信に関する協定	ヤフー株式会社	H28. 2. 18	市内において地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させるため、互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。	(1)ホームページの災害時アクセス負荷の軽減を目的として、ホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供する。 (2)区域内の避難所等の防災情報を平常時からヤフーサービス上に掲載し、広く一般に周知する。 (3)避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーサービス上に掲載する。 (4)被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーサービス上に掲載する。 (5)避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載する。 (6)ブログサービスにおいて、市が運営するブログにアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載する。 (7)避難所に避難している避難者の名簿をヤフーサービス上に掲載する場合は、所定のフォーマットを用いて名簿を作成する。

No.	協定等名	締結先	締結日	目的	協定の主な内容
48	県防災情報ネットワークシステムの端末局の設置及び運営等に関する協定の締結について	茨城県	H28. 4. 1	災害対策基本法及び茨城県地域防災計画に基づく災害対策に係る事務等の円滑な執行を図るため、端末局の設置、運用、管理及び経費の負担について、必要な事項を定めるものとする。	(1)茨城県は、県民の生命・財産を守ることを基本理念として、坂東市の庁舎内に端末局を設置する。 (2)端末局の所有権は、茨城県に帰属するものとし、坂東市は、端末局の設置に当たり、必要な庁舎設置及びその付属設備並びに敷地を無償で茨城県に使用させるものとする。 (3)端末局には、別表に掲げる情報通信設備を設置するものとする。
49	県防災情報ネットワークシステムの端末局に要する経費の負担に関する協定の締結について	茨城県	H28. 4. 1	茨城県防災情報ネットワークシステムの端末局の設置及び運営等に関する協定書第5条第3項の規定に基づき、坂東市が負担する経費の額及び納付方法に関し、協定を締結する。	(1)坂東市が負担する経費の額については、次に掲げる額の合計とし、詳細は別紙のとおりとする。 ・別紙「1 端末局の衛星回線に係る負担金の額」に掲げる額 ・別紙「2 端末局の光回線等有線回線に係る負担金の額」に掲げる額に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額 (2)前項第2号については、協定の締結月及び締結終了月において、端末局を設置する期間が1ヶ月に満たない場合は、日割り計算をするものとする。 (3)本協定の協定期間中に税法の改正があり、消費税、地方消費税等の税金の税率が変更された場合には、坂東市の負担金の額は、改正後の税率にしたがって自動的に改定されるものとする。
50	災害時における地図製品等の供給等に関する締結	株式会社ゼンリン 第一事業本部千葉・茨城エリア統括部	H28. 6. 7	市内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部を設置したときに地図製品等の供給等及び利用する。	(1)「住宅地図」とは、坂東市全域を収録した住宅地図帳を意味するものとする。 (2)「広域図」とは、坂東市全域を収録した広域地図を意味するものとする。 (3)「ZNETTOWN」とは、住宅地図インターネット配信サービス「ZNETTOWN」を意味するものとする。 (4)「ID等」とは、ZNETTOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。 (5)「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNETTOWNの総称を意味するものとする。
51	災害時における坂東市畑総地区の施設利用に関する協定書	霞ヶ浦用土地改良区	H28. 6. 10	地域住民の安全を図るため坂東市内畑総地区の土地改良施設の維持管理及び農業用水を防火用水として利用し、適切な維持保全活動が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。	岩井北部地区管理運営組合、借宿生子地区畑総維持管理組合、逆井地区畑総維持管理組合、寺久・みむら・西生子地区畑総維持管理組合の給水栓等を利用する。

No.	協定等名	締結先	締結日	目的	協定の主な内容
52	原子力災害における水戸市民の県内広域避難に関する協定の締結について	水戸市	H28. 8. 4	坂東市と水戸市は、東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における水戸市民の県内広域一時滞在を目的とする。	(1)原子力災害での水戸市民の生命又は身体を災害から保護するため、水戸市が県内広域避難の必要があると認めるときは、要請に基づいて避難対象となる市民を受入れる。 (2)避難所を受入れる場所は、茨城県の施設及び坂東市の指定避難所等のうち、あらかじめ定められた施設の一部とする。 (3)避難所の開設等受入業務については、水戸市の要請を踏まえて坂東市が行うものとし、水戸市はできるだけ早期に坂東市から避難所の運営の移管を受けるものとする。(4)水戸市は、県内広域避難に当たっては、茨城県と連携し、坂東市の負担が過大とならないよう配慮する。
53	災害時におけるゴルフ場施設の活用に関する協定の締結について	常総カントリー倶楽部、大根カントリークラブ、坂東ゴルフクラブ、猿島カントリー倶楽部	H28. 11. 16	災害時において、ゴルフ場施設を自主運営避難施設として活用し、市民の安全の確保を図ることを目的とする。	(1)大規模な災害が発生し、又は、発生するおそれがあり、周辺住民が緊急に避難をする必要が生じた場合 (2)大規模な災害により被災した市民が入浴等のためにゴルフ場施設を利用することが必要となった場合
54	災害時における緊急通行妨害車両等の排除に関する協定書	古河市・常総市・守谷市・五霞町・境町・坂東市 全国車載車・レッカー事業協同組合	H29. 7. 18	災害において、緊急通行車両等の通路を確保するために、全国車載車・レッカー事業協同組合の協力を得る必要があるときには、全国車載車・レッカー事業協同組合に対し、車両等の排除について協力を要請することができる。	(1)災害発生の日時、場所及び災害の状況 (2)通行妨害車両等の場所、路線、種別及び台数等 (3)現場責任者の職名及び氏名 (4)連絡方法、その他必要な事項
55	地域貢献型電柱広告に関する協定	東電タウンブランニング株式会社茨城総支社	H29. 9. 19	電柱広告を利用する地元企業等の協力を得て、坂東市が実施する事業等を市民等に周知することを目的とする。	(1)この協定の趣旨に合う広告主を募り、広告の提出に必要な一切の手続きを行うこと。(2)掲出された広告に関する維持管理及び住民からの申し出等に対しての対応を行うこと。 (3)広告の掲出状況につき、市の求めるときに報告を行うこと。 (4)新規掲出のあるときは、市と事前協議を行うこと。 (5)掲出場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

No.	協定等名	締結先	締結日	目的	協定の主な内容
56	災害発生時における坂東市と坂東市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社	H24. 3. 10 (失効) H29. 9. 20 (再締結)	坂東市内に発生した災害時において、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために協定を締結する。	(1)緊急車両等としての車両の提供 (2)収集した被災者の避難所開設状況並びに被災者の同意の上で作成した避難先リスト及び被災状況等の情報の相互提供 (3)郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4)災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 (5)郵便局の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供 (6)避難所における臨時的郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集、交付等並びにこれらを実行するための必要な事項 (7)株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い (8)前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
57	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する連携協定	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	H29. 9. 20	相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。	(1)地域・暮らしの安全・安心に関すること。 (2)防災・災害対策に関すること。 (3)その他、地方創生に資すること。
58	災害時における施設使用に関する協定書	茨城県境警察署	H29. 12. 21	大規模災害等発生時において、境警察署が坂東市の管理にかかる施設の一部を警察活動の拠点及び待機場所等（以下「活動拠点」という。）として一時使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。	大規模災害発生時において施設の一部の一時使用に関すること
59	原子力災害におけるいわき市民の広域避難に関する協定書	いわき市	H30. 1. 29	原子力災害時にいわき市及び坂東市が災害対策基本法第86条の9の規定、「福島県原子力災害広域避難計画」及び「いわき市原子力災害広域避難計画」に基づき行う広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるとする。	38市町村並びにいわき市が、福島第一原子力発電所又は福島第二原子力発電所において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、いわき市からの広域避難に関するもの。
60	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	H30. 9. 20	坂東市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的とする。	・物資集積・搬送拠点の設置等（第3条関係） ・物資の受入れ及び配送並びに派遣の要請（第4条関係） ・物資の受入れ及び配送※並びに派遣の実施
61	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H30. 9. 20	地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給することを目的とする。	・物資の供給等の協力要請（第3条関係） ・物資の供給等の協力（第6条関係） ・物資の引き渡し運搬等（第7条関係）
62	災害時等における無人航空機による協力に関する協定	ドローンスクールジャパン 茨城土浦校	H30. 12. 21	災害時等において、無人航空機による協力の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。	この協定に定める災害時の協力事項は、無人航空機を活用して、被災状況等の情報収集を行う。 ※離れた場所において、ドローンの映像をリアルタイムで視聴可能。

No.	協定等名	締結先	締結日	目的	協定の主な内容
63	大規模水害時の広域避難に関する協定書 (鬼怒川・小貝川下流域)	鬼怒川・小貝川下流域の県内12市町 古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、つくばみらい市、八千代町、利根町	R1. 5. 30	鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の構成市町が、大規模な水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、協定市町の住民が市町の境界を越えて他の協定市町に避難する場合の避難及び受入れに関する事項について協定を締結する。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の使用 ・避難施設の運営 ・経費負担
64	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社阪東容器	R2. 7. 30	災害時における物資の供給等を目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の供給等の協力要請 段ボール製簡易ベット、段ボール製品(間仕切りなど)、その他市が必要とする物資で阪東容器が取り扱う商品 ・物資の引き渡し運搬等
65	災害時における住家被害認定調査等に関する協定書	茨城土地家屋調査士会	R2. 12. 18	罹災証明書の発行に必要な住家被害認定調査などを早期に実施することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき、市職員と連携して行なう市内の住家の調査 ・市が発行した罹災証明書について市民からの相談の補助 ・市が開催する認定調査に関する研修会等への参加
66	災害時における停電復旧作業の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社竜ヶ崎支社	R3. 1. 12	災害時の停電が発生した場合において、市は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、東電PG㈱は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、協力関係の構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> (常総市、守谷市、つくばみらい市と合同調印) ・実態を踏まえた重要施設の早期電力復旧 ・連絡体制の確立 ・情報の連携
67	災害時等における連携支援協定	坂東市商工会	R3. 2. 16	市内商工業者の災害発生対応力を強化することで、災害発生時等においても企業経営の安定を図り、もって地域雇用の確保、地域産業等の発展に資する事を目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続力強化支援計画の策定・実行に向けた取り組みの連携 ・災害時等における被災事業者の被災状況の把握及び共有 ・相互の人的・物的支援 ・坂東市商工会館使用不能時の代替施設の提供(坂東市役所第二分庁舎の全部または一部)
68	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	株式会社バカン	R3. 4. 26	株式会社バカン様が開発したMAP型混雑検知システム『VACAN』のサービスを坂東市が受けることによる、避難所の混雑状況の可視化	<ul style="list-style-type: none"> ・甲は、坂東市の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること ・乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること
69	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	ホテルグリーンコア坂東	R3. 4. 26	災害時にホテルグリーンコア坂東より、被災者等の避難先として、坂東市が宿泊施設等の提供を受けることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> (災害時被災者等の範囲) ・原則として専門的な介護が必要な高齢者や乳幼児、妊産婦等は、避難所での生活に配慮が必要な者(要請する業務の範囲) ・宿泊施設への宿泊及び入浴並びに災害時被災者等への食事の提供 ・前号の業務を実施するに当たっての空室等の状況の把握及び調整

No.	協定等名	締結先	締結日	目的	協定の主な内容
70	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 慈光学園	R3. 5. 11	災害時における災害時要援護者への避難援護について、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することを目的とする。	福祉避難所として指定する施設 (1)施設名 特別養護老人ホーム さしまの家 (2)所在地 坂東市生子1630番地1
71	災害時における避難輸送等に関する協定	市内バス事業者（有）橘観光バス、（株）ナガツマ観光バス、中山観光自動車（株）、野村交通（株）、（有）ハリガエ観光、（株）スマイルコーポレーション	R3. 5. 25	市内における災害発生時等において、避難者をバスにより避難場所に安全かつ迅速に避難させること又は一時的な避難所としてバスを利用することにより、被害の軽減を図り、もって市民等の生命・身体の安全を確保することを目的とする。	（配車の要請等） ・甲は、災害発生時等において、市民等の広域避難輸送が必要であると判断したとき、又は避難のための訓練等を行う場合は、乙に対して甲が指定する場所への配車を要請するものとする ・乙は、前項の規定による要請があったときは、乙の業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする
72	災害時におけるコンテナ型トイレ等の提供に関する協定書	吉田運送株式会社	R4. 4. 18	地震、水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難所の安定的な運営を図るため、コンテナ型トイレ等の提供を受けることに関し必要な事項を定める。	・コンテナ型トイレ等の提供を要請するときは、書面により行う。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で要請することができる ・経費は、市が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に協議の上、決定する

〔様式等〕

○火災・災害等即報要領報告様式

第1号様式(火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮圧日時) 鎮火日時 (月 日 時 分)
火元の業態・ 用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 建築面積 階層 延べ面積
焼損程度	焼損棟数 } 計 棟 焼損面積 全焼棟 } 半焼棟 } 部分焼 } ぼや 棟 } 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数	気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助 活動状況	
災害対策本部等 の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式(特定の事故)

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力災害 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市 町 村 (消防本部名)	
	報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()			
施設の概要	危険物施設 の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)	
			重症 人 (人)	
			中等症 人 (人)	
			軽症 人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
		自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
	所	そ の 他	人	
	消 防 本 部 (署)		台 人	
	消 防 団		台 人	
	消 防 防 災 へ り こ ぷ た ー		機 人	
	海 上 保 安 庁		人	
	自 衛 隊		人	
そ の 他		人		
災害対策本部等 の 設 置 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分			
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式(救急・救助事故等)

第 報

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対応事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟		
		不明		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟		
										一部損壊		棟	未分類		棟	
	119番通報件数															
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)						(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)													
	自衛隊派遣の陽性の状況															
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策																

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県				区 分			被 害	
災 害 名 報 告 番 号	災害名			そ	田	流失・埋没	ha	
	第	報				冠 水	ha	
報告者名			(月 日 時現在)	畑	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
				学	校	箇所		
区 分		被 害		病	院	箇所		
人 的 被 害	死 者	人		道	路	箇所		
	うち災害関連死者	人		橋	り よ う	箇所		
	行方不明者	人		河	川	箇所		
	負傷者	重 傷	人		港	湾	箇所	
		軽 傷	人		砂	防	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟		の	清 掃 施 設	箇所		
		世帯			崖 く ず れ	箇所		
		人			鉄 道 不 通	箇所		
	半 壊	棟			被 害 船 舶 隻			
		世帯			水 道 戸			
		人			電 話 回 線			
	一 部 破 損	棟			電 気 戸			
		世帯			ガ ス 戸			
		人			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
	床 上 浸 水	棟			り 災 世 帯 数	世帯		
		世帯				り 災 者 数	人	
		人				火 災 発 生		
非 住 家	公 共 建 物	棟		建 物	件			
	そ の 他	棟		危 険 物	件			
				そ の 他	件			

区 分		被 害	災 等	都 道 府 県	
公 立 文 教 施 設	千円		害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	市 町 村	
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 適 用 市 救 助 村 法 名	計	団体
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
	そ の 他	千円			
被 害 総 額	千円		1 1 9 番通報件数		件
災害の状況					
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣	その他			

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

○被害状況報告表

保健福祉部 厚生総務課扱		被害状況報告表		発生 中間 決定		様式		
年 月 日 時現在		市町村						
① 災害発生の日時								
② 災害発生の場所								
③ 災害発生の原因								
④ 災害の状況								
区 分		棟	世帯	人	備 考			
ア	人的 被害	死 傷	/	/				
イ		行方不明者	/	/				
ウ		負傷	重 傷	/	/			
エ			軽 傷	/	/			
オ	住家 被害	全壊・全焼又は流失	棟	世帯	人			
カ		半壊又は半焼						
キ		一部破損						
ク		床上浸水						
ケ		床下浸水						
⑤ 救助の措置								
救助の種類								
区分								
ア すでに措置したもの								
イ 今後措置を要するもの								
⑥ その他の特記事項								
年 月 日 時報告								
茨城県保健福祉部長殿 (地方福祉事務所経由)		(報告者)		市(町村)災害対策本部長		⑩		
		報告書作成者 職 氏 名						
(注) 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。								
2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。								

○小災害救助補助金交付申請書

年 月 日	
茨城県知事 殿	
市町村 長 <input type="text"/>	
小 災 害 発 生 年 月 日	
小 災 害 救 助 完 了 年 月 日	
補 助 金 交 付 申 請 願	
添 付 書 類	<p style="text-align: center;">小災害救助状況調書 別紙 1</p> <p style="text-align: center;">支 出 調 書 別紙 2</p>

○河川施設災害・水防活動・一般被害・避難状況報告書

水防管理団体名				月 日 時 分現在					
河川施設災害状況	位置	()川 (左、右)岸 ()km (上、下) ()m ()地先		一般被害の有無等 有、無、不明、調査中「 」					
		はっきりしない場合 目標物 () から (上、下) 流へ約 () m		()市町村 ()日 ()時 ()分 発表					
	種別	提防、高水敷、()水門・樋管、()		流出家屋	戸	死者	人		
		現象	亀裂、漏水、法崩れ、越水、破堤、洗堀、破損 ()		床上浸水	戸	行方不明	人	
災害規模	①延長 () m、②幅 () m、③箇所数 ()ヶ所 ④漏水量 (多、少)、⑤越水深 () m、⑥調査中「 」 ⑦ ()		床下浸水	戸	負傷者	人			
	作業状況 作業実施開始、作業実施中、作業完了、調査中「 」		避難状況		田畑浸水	ha			
水防活動状況	開始日時 ()日 ()時 ()分		避難の有無等 有、無、不明、調査中「 」		()市町村 ()日 ()時 ()分避難命令発令 ()地区の住民約 ()名 ()場所へ避難 ()地区の住民約 ()名が ()場所に孤立状態で ()が救助中				
	完了日時 ()日 ()時 ()分		その他						
	水防工法	木流し、むしろ張り、シート張り、土のう積、月の輪、五徳縫い、折返し、釜段工 その他 ()							
	施行規模								
状況	作業人員 水防団 ()人 消防団 ()人 建設省 協力業者 県・市町村 ()人 ()人		第1報告者氏名	() ()水防管理団体	第1受報者氏名	() ()土木事務所	第1報告完了時刻	日 時 分	
	応援の有無	有、無	所見		第2報告者氏名	() ()土木事務所	第2受報者氏名	() ()河川課	第2報告完了時刻

注) 1 本情報は水防管理団体が情報を受けた時、直ちに本様式にもとづき土木事務所等に連絡すること。

2 各項目において、調査中の場合は次回報告見込日時を各々の「 」欄に記入し、伝達すること。

○水防てん末報告書

(作成責任者)

印

管理団体名		指定、非指定別													
水防実施時の台風又は雨名		報告年月日 平成 年 月 日													
水 防 実 施 所					日時										
					所 要 経 費	管 理 団 体 分			県支出分				合 計		
出 動 人 員 数 水 防 作 業 の 概 況 及 工 法	水防 団員	消防 団員	その 他	計		水 防 の 結 果	人件費		円				円		円
					物件費										
					合 計										
						堤防 m	田 a	畑 a	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その 他		
						m	a	a	戸	m	m	人			
他団体よりの応援の状況															
居住者出動状況															
警察の援助状況															
現場指導員氏名															
水防関係者の氏名															
立退きの状況およびそれを指示した理由															
水防功労者の氏名と年令所属及びその功績概要															
堤防その他の異常有無及び緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損害状況															
水防活動に対する自己批判															
備 考															

- 注 1 各水防管理団体及び現地指導班で水防を行なった箇所毎に作成する。
- 2 各水防管理団体は管轄現地指導班に箇所毎の報告書に集計表をつけて2部提出すること。
- 3 集計表は本様式を利用し水防実施箇所は箇所数のみ記入する。
- 4 所轄土木事務所長経由知事へ提出すること。

○防災ヘリコプター緊急運航要請書

消 防 覚 知	年 月 日 () 時 分		
要 請 機 関 名	TEL		発信者
災 害 内 容	(1) 救急 (2) 救助 (3) 火災防衛 (4) 災害応急 (調査・広報) (5) その他		
通 報 内 容			
航空隊に要請する 活 動 内 容			
発 生 時 間	年 月 日 () 時 分		
発 生 場 所	市町村		地内
	(目 標) (座 標) ※世界測地系	北緯 度 分 秒 東経 度 分 秒	
緊 急 離 着 陸 場			
現 場 と の 連 絡 手 段	消防無線 (主運用波 5、統制波 1、統制波 2、統制波 3) 現場指揮呼出 () 緊急離着陸場呼出 () 携帯電話		
現 場 指 揮 者	所属・職氏名		
現 地 の 気 象 状 況	天候 視程	風向 m 警報・注意報	風速 気温
その他必要事項	※災害概要、活動状況、活動方針、水利、受入体制、要救助者人数、状態等を記載 ※現場詳細図等、必要に応じ図面を添付すること		
茨城県防災航空隊	緊急要請専用 F A X 防災 F A X	029-863-0117 029-857-8501 8-620-300	受信者

(午後 5 時 15 分～翌朝 8 時 30 分迄の要請)

防災・危機管理部 防災・危機管理課 029-301-2879
F A X 029-301-2898
防災 F A X 8-600-8300

傷病者搬送	傷病者	氏名		年齢	歳	性別		体重		
		氏名		年齢	歳	性別		体重		
	症状 ・ 状態									
	離着陸場	搬送元			搬送先					
	同乗者	医師	氏名			体重				
			氏名			体重				
			氏名			体重				
	搬送先医療機関	所在地 名称 連絡先	TEL 担当者							
	搬送先医療機関 管轄消防本部					無線呼出				
	搬送先緊急離着陸場					支援隊無線呼出				
搬送先医療機関 管轄消防本部 連絡先	TEL 担当者									

必要資機材	※積載する機材の数量・大きさ・重量・電源（回数・消費電力・バッテリー駆動の有無）等を記載仕様が分かる図面があれば添付
その他必要事項	

○災害派遣要請依頼書

				文	書	番	号
				令和	年	月	日
茨城県知事 殿							
				機関・職・氏名			印
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）							
うえのことについて、自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。							
記							
1 災害の状況及び派遣要請の理由							
(1) 災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、その他（ ）							
(2) 災害発生の日時 令和 年 月 日 時 分							
(3) 場 所							
(4) 被害状況							
(5) 要請する理由							
2 派遣を希望する期間 自 令和 年 月 日 時 分							
至 令和 年 月 日 時 分							
3 派遣を希望する区域及び活動内容							
(1) 派遣希望区域 市 町							
県							
郡 村							
(2) 活動内容							
4 その他参考事項							
(1) 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況							
(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況							
(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法							
(4) 気象の概況							
(5) その他							

○災害派遣部隊撤収依頼書

		文	書	番	号
		令和	年	月	日
茨城県知事	殿				
				機関・職・氏名	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）					
令和 年 月 日付	号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。				
記					
1 撤収要請理由					
2 撤収期日	令和	年	月	日	時 分
3 その他必要事項					

○被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

番 号 令和 年 月 日					
被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書					
茨城県知事		殿			
市町村長名					印
このことについて、被災者生活再建支援法施行令第1条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。					
記					
災 害 発 生 日 時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分				
災 害 の 原 因 及 び 概 況					
被害の状況	人口	全 壊 世帯数	半 壊 世帯数	床上浸水 世 帯 数	備 考
災害発生場所 (町・字名)	人	世帯	世帯	世帯	
合 計					
注1：被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当する市町村にあつては全ての項目を記載すること。 注2：被災者生活再建支援法施行令第1条第2号、3号に該当する市町村にあつては、全壊世帯数のみ記載すること。 注3：被災者生活再建支援法施行令第1条第4～6号に該当する市町村にあつては、人口及び全壊世帯数を記載すること。					

〔その他〕

○茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

最近改正 令和 年茨城県規則第 号

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 310円以内 (加算額) 冬季 別に定める額 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上 3 福祉避難所を設置した場合、当該地域の実費加算
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当り平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当り2,530,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内に着工	1 基準面積は平均1戸当たり29.7㎡、2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に避難している者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,040円以内	災害発生の日から7日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考				
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。				
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊	円	円	円	円	円	円
		全流	夏 17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
		冬 29,400	34,100	53,100	62,100	78,100	10,700	
半壊	夏 5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500		
半流	冬 9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり	患者等の移送費は別途計上				
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内 但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり	妊婦等の移送費は別途計上				
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上				
被災した住宅の応急処理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当り 547,000円以内	災害発生の日から1月以内					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、 流失、半壊（焼）又は 床上浸水により学用品 を喪失又は毀損し、就 学上支障のある小学校 児童、中学校生徒及び 高等学校等生徒	1 教科書及び教科書 以外の教材で、教 育委員会に届出又 はその承認を受け て使用している教 材、又は正規の授 業で使用している 教材実費 2 文房具及び通学用 品は、1人当たり次 の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日 から （教科書） 1月以内 （文房具及び 通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じ支給 する。
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に埋 葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 206,000円 小人（12歳未満） 164,800円以内	災害発生の日 から10日以内	災害発生の日以前に死 亡したものであっても対 象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあ り、かつ、各般の事情 により既に死亡してい ると推定される者	当該地域における通 常の実費	災害発生の日 から10日以内 （但し内閣総理 大臣の同意を 得た場合に限り 期間延長あり）	1 輸送費、人件費は別途 計上 2 災害発生後3日を経過 したものは、一応死亡し たものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者 について、死体に関す る処理（埋葬を除く） をする。	（洗浄、消毒、縫合等） 1体当たり 3,400円以内 （一時保存） 既 存 建 物 借 上 費 通常の実費 既 存 建 物 以 外 1体当たり 5,200円以内 （検索） 救護班以外は慣行料 金	災害発生の日 から10日以内	1 検案は原則として救護 班 2 輸送費、人件費は別途 計上 3 死体の一時保存にドラ イアイス購入費等が必 要な場合は、当該地域 における通常の実費を 加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関 等に障害物が運びこま れているため、生活に 支障をきたしている場 合で自力では除去する ことができない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日 から10日以内 （但し内閣総理 大臣の同意を 得た場合に限り 期間延長あり）	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救助用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
救助の種類	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師及び歯科医師 23,300円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 16,200円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,600円以内 救急救命士 16,300円以内 土木技術者及び建築技術者 17,100円以内 大工 17,100円以内 左官 17,800円以内 とび職 17,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

○気象庁震度階級

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語意味	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
1.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。 眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。 眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
2.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 電柱が揺れるのがわかる。 道路に被害が生じることがある。
5.0	5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。 テレビが台から落ちることがある。 固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6.5	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
	7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

○指定文化財一覧

指定区分	名 称	種 別	指定年月日	所在地（管理者）
国指定	絹本著色聖徳太子絵伝	絵 画	昭和 43. 4. 25	みむら（妙安寺）
県指定	絹本著色曼荼羅	絵 画	昭和 30. 6. 25	生子（萬蔵院）
県指定	絹本著色来迎弥陀三尊像	絵 画	昭和 38. 8. 23	岩井（延命寺）
県指定	阿弥陀寺御文	書 跡	昭和 35. 12. 21	長須（阿弥陀寺）
県指定	聖徳太子木像	彫 刻	昭和 30. 1. 25	みむら（妙安寺）
県指定	金剛力士像	彫 刻	昭和 30. 6. 25	生子（萬蔵院）
県指定	木造阿弥陀如来坐像	彫 刻	昭和 35. 12. 21	辺田（西念寺）
県指定	木造大日如来坐像	彫 刻	昭和 38. 8. 23	岩井（延命寺）
県指定	寄木造平将門の木像	彫 刻	昭和 42. 3. 30	岩井（国王神社）
県指定	国王神社本殿	建造物	昭和 41. 3. 7	岩井（国王神社）
県指定	国王神社拝殿	建造物	昭和 52. 7. 18	岩井（国王神社）
県指定	香取神社本殿	建造物	昭和 52. 5. 2	杓掛（杓掛香取神社）
県指定	護 摩 壇	工芸品	昭和 30. 6. 25	生子（萬蔵院）
県指定	礼 盤	工芸品	昭和 30. 6. 25	生子（萬蔵院）
県指定	脇 机	工芸品	昭和 30. 6. 25	生子（萬蔵院）
県指定	杓掛ノ大樫	天然記念物	昭和 7. 6. 24	杓掛（神明社）
県指定	猿島ばやし	無形民俗文化財	昭和 36. 3. 24	生子八坂神社（猿島ばやし保存会）
県指定	神田ばやし	無形民俗文化財	昭和 49. 11. 25	神田ばやし保存会
県指定	逆井城跡	史 跡	昭和 60. 3. 25	逆井（坂東市）
市指定	延命寺山門	建造物	昭和 48. 2. 1	岩井（延命寺）
市指定	延命寺石製太鼓橋	建造物	昭和 48. 2. 1	岩井（延命寺）
市指定	国王神社幣殿	建造物	昭和 52. 1. 21	岩井（国王神社）
市指定	八幡神社社殿	建造物	昭和 62. 10. 1	神田山新田（八幡神社）
市指定	逆井城跡公園観音堂	建造物	平成 5. 10. 25	逆井（坂東市）
市指定	万蔵院観音堂	建造物	平成 5. 11. 29	生子（萬蔵院）
市指定	釈迦三尊像	絵 画	平成 9. 10. 1	山（坂東市）
市指定	両界曼荼羅	絵 画	平成 12. 12. 27	山（坂東市）
市指定	絹本著色親鸞聖人坐像	絵 画	平成 17. 1. 25	みむら（妙安寺）
市指定	土 偶	考古資料	昭和 53. 5. 1	杓掛（坂東市）

指定区分	名 称	種 別	指定年月日	所在地（管理者）
市指定	桐木嘉吉板碑	考古資料	平成 3. 6. 1	桐木（香取神社）
市指定	蕙打十三仏板碑	考古資料	平成 3. 6. 1	蕙打（蕙打阿弥陀堂々敷）
市指定	大安寺虚空蔵板碑	考古資料	平成 3. 6. 1	矢作（大安寺）
市指定	大崎勢至板碑	考古資料	平成 3. 6. 1	大崎（高橋豊氏）
市指定	上出島虚空蔵板碑	考古資料	平成 3. 6. 1	上出島（野本美千雄氏）
市指定	弓田弘安板碑（その1）	考古資料	平成 3. 6. 1	弓田（染谷政明氏）
市指定	弓田弘安板碑（その2）	考古資料	平成 3. 6. 1	弓田（染谷政明氏）
市指定	幸田辻念仏板碑	考古資料	平成 3. 6. 1	幸田（小林義雄氏）
市指定	小山庚申塚板碑	考古資料	平成 3. 6. 1	小山（片野安男氏）
市指定	東陽寺十三仏板碑	考古資料	平成 3. 6. 1	矢作（東陽寺）
市指定	西念寺来迎図板碑	考古資料	平成 3. 6. 1	辺田（西念寺）
市指定	歓喜寺江戸彼岸桜	天然記念物	昭和 52. 3. 8	辺田（歓喜寺）
市指定	多羅葉	天然記念物	昭和 54. 4. 1	神田山（妙音寺）
市指定	のだ藤	天然記念物	昭和 54. 4. 1	小山（中川小学校）
市指定	伽羅木	天然記念物	昭和 54. 4. 1	馬立（弓馬田小学校）
市指定	むくろじ	天然記念物	昭和 54. 4. 1	みむら（浄国寺）
市指定	かや	天然記念物	昭和 54. 4. 1	神田山（延命院）
市指定	いちょう	天然記念物	昭和 54. 4. 1	長谷（長谷寺）
市指定	なつめ	天然記念物	昭和 54. 4. 1	幸田新田（飯島小学校）
市指定	あらかし	天然記念物	昭和 54. 4. 1	岩井（国王神社）
市指定	かや	天然記念物	平成元. 3. 1	蕙打（観音寺）
市指定	厨子入木造薬師如来座像	彫 刻	昭和 56. 4. 23	生子（染谷頼司氏）
市指定	木造薬師如来立像	彫 刻	平成 2. 10. 1	長須（東光寺）
市指定	木造地藏菩薩立像	彫 刻	平成 17. 1. 25	岩井（延命寺）
市指定	木造如意輪観音坐像	彫 刻	平成 17. 1. 25	岩井（延命寺）
市指定	木造聖徳太子立像（孝養太子）	彫 刻	平成 17. 1. 25	辺田（西念寺）
市指定	木造地藏菩薩立像	彫 刻	平成 17. 1. 25	辺田（歓喜寺）
市指定	木造阿弥陀如来坐像	彫 刻	平成 17. 1. 25	弓田（慈光寺）
市指定	木造不動明王及び二童子立像	彫 刻	平成 17. 1. 25	弓田（慈光寺）

指定区分	名称	種別	指定年月日	所在地(管理者)
市指定	木造地藏菩薩立像	彫刻	平成 17. 1. 25	馬立(自性院)
市指定	木造如意輪観音坐像	彫刻	平成 17. 1. 25	馬立(自性院)
市指定	木造十一面観音立像	彫刻	平成 17. 1. 25	幸田新田(幸田新田地区住民)
市指定	木造聖観音菩薩立像	彫刻	平成 17. 1. 25	矢作(大安寺)
市指定	木造薬師如来坐像	彫刻	平成 17. 1. 25	矢作(東陽寺)
市指定	銅造阿弥陀如来立像	彫刻	平成 17. 1. 25	矢作(東陽寺)
市指定	木造聖観音菩薩立像	彫刻	平成 17. 1. 25	大谷口(泉福寺)
市指定	木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍立像	彫刻	平成 17. 1. 25	大谷口(泉福寺)
市指定	木造聖観音菩薩立像(聖観音前立像)	彫刻	平成 17. 1. 25	大谷口(泉福寺)
市指定	木造十一面観音立像	彫刻	平成 17. 1. 25	長谷(長谷寺)
市指定	木造地藏菩薩立像	彫刻	平成 17. 1. 25	桐木(正明院)
市指定	木造聖観音菩薩坐像	彫刻	平成 17. 1. 25	蕨打(観音寺)
市指定	木造如来立像	彫刻	平成 17. 1. 25	長須(東光寺)
市指定	木造阿弥陀如来立像	彫刻	平成 17. 1. 25	長須(阿弥陀堂 共同墓地)
市指定	木造地藏菩薩坐像	彫刻	平成 17. 1. 25	富田(富田阿弥陀堂)
市指定	木造十一面観音立像	彫刻	平成 17. 1. 25	みむら(妙安寺)
市指定	逆井本村祭ばやし	無形民俗文化財	昭和 53. 5. 1	逆井(逆井本村祭ばやし保存会)
市指定	奉納絵馬	歴史資料	昭和 53. 5. 1	沓掛(沓掛香取神社)
市指定	岸本君二世功德碑	歴史資料	平成 5. 10. 26	沓掛(旧飯沼 31ヶ村地元氏子)

○被災者生活再建支援金支給対象要援護世帯一覧

支給対象となる要援護世帯	必要な書類	
心神喪失・重度知的障害者世帯	心神喪失の常況にある方又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた方が同居している世帯	・療育手帳の写し ・医師の判定等障害の程度が確認できる書類
1級の精神障害者世帯	1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が同居している世帯	・精神障害者保健福祉手帳の写し
1、2級の身体障害者世帯	1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている方が同居している世帯	・身体障害者手帳の写し
1級の障害基礎年金受給者世帯	国民年金法による障害基礎年金の等級が1級であることが確認できる年金証書を受けている方が同居している世帯	・障害の等級が1級の年金証書の写し
1級の特別児童扶養手当受給者世帯	特別児童扶養手当を支給されている障害等級が1級の障害児又は障害児福祉手当が支給されている特別障害者、国民年金法等の一部を改正する法律により福祉手当が支給されている方が同居している世帯	・手当証書等の写し
特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方で、精神上又は身体上の障害の程度が恩給法の特別項症から第三項症までの方が同居している世帯	・戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者世帯	被爆者健康手帳の交付を受けている方で、厚生労働大臣の認定を受けている方が同居している労働世帯	①被爆者健康手帳の写し ②厚生労働大臣の認定書の写し
公害健康被害者世帯	公害医療手帳の交付を受けている方で、障害の程度が特級～2級に該当する方が同居している世帯	・決定通知書など障害の程度が確認できる書類
就床の常況にある複雑な要介護者世帯	常に就床を要し、複雑な介護を要する方が同居している世帯	・医師の診断書等
65歳以上の障害者世帯	精神又は身体に障害のある65歳以上の方でその障害の程度が、上に掲げる心神喪失・重度知的障害者世帯又は1、2級の身体障害者世帯に準ずる方が同居している世帯	・市長及び福祉事務所長の認定を受けていることが確認できる書類
治療方法未確立の疾病その他特殊疾病患者世帯	原因不明、治療方法未確立であり後遺症を残す恐れが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、介護等に著しく人手を要し、家族の精神的負担等が大きい疾病に罹患している方が同居している世帯	・各種医療受給者証等写し
母子・父子世帯	配偶者のいない方が児童を扶養している世帯(児童とは、被災日において満18歳未満の方又は20歳未満で一定の障害の状態にある方)	・児童扶養手当証書の写し又は戸籍簿謄本等
父母のいない児童世帯	父母の両方がいない児童又父母に監護されていない児童が同居している世帯	・児童扶養手当証書の写し又は戸籍簿謄本等
生活保護世帯	生活保護法による要保護者である者が属する世帯	・生活保護適用(受給)証明書

○浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

No.	施設名	種別	住所	電話	F A X	伝達 方法	想定浸水深 (m)		土砂 災害 警戒 区域
							利根川	鬼怒川	
1	吉原内科	診療所	岩井 3324	0297-35-0008	0297-35-6896	電話	0.5~3		
2	木村クリニック	診療所	岩井 1600	0297-47-5027		電話	0~0.5		
3	存身堂医院	診療所	岩井 3293	0297-35-1011	0297-36-0430	電話	0.5~3		
4	くぐいど婦人科クリニック	診療所	鶴戸 896-1	0297-35-5600	0297-35-5600	電話	0.5~3		
5	白鳥歯科クリニック	歯科診療所	辺田 995-1	0297-35-8007		電話	0.5~3		
6	小林歯科医院	歯科診療所	岩井 2828-1	0297-35-0016	0297-35-9826	電話	0.5~3		
7	梅沢歯科医院	歯科診療所	上出島 1152	0297-34-3544		電話	0.5~3		
8	吹上歯科医院	歯科診療所	上出島 484-3	0297-34-3388	0297-34-3380	電話	0.5~3		
9	障害者就業・生活支援センター 慈光倶楽部	障害者就業・生活支援セン ター	生子 1617	0280-88-0301	0280-88-1178	電話	0.5~3		
10	慈光青年寮	障害者通所施設	生子 1617	0280-88-0301	0280-88-1178	電話	0.5~3		
11	慈光青年寮	ショートステイ	生子 1617	0280-88-0301	0280-88-1178	電話	0.5~3		
12	慈光青年寮	障害者入所施設	生子 1617	0280-88-0301	0280-88-1178	電話	0.5~3		
13	慈光良児園	障害者通所施設	生子 1617	0280-88-0301	0280-88-1178	電話	0.5~3		
14	慈光良児園	障害者入所施設	生子 1617	0280-88-0301	0280-88-1178	電話	0.5~3		
15	慈光ホーム	グループホーム	生子 1617	0280-88-0301	0280-88-1178	電話	0.5~3		
16	慈光ホーム	グループホーム	生子 1626-3	0280-88-0301	0280-88-1178	電話	0.5~3		
17	慈光ホーム	グループホーム	生子 1616-12	0280-88-0301	0280-88-1178	電話	0.5~3		
18	慈光良児園	障害児入所	生子 1617	0280-88-0301	0280-88-1178	電話	0.5~3		
19	めふきの苑	障害者通所施設	長谷 3134	0297-35-7111	0297-35-7113	電話	3~5		
20	めふきの苑居宅支援事業所	ショートステイ	長谷 3134	0297-35-7111	0297-35-7113	電話	3~5		
21	めふきの苑	障害者入所施設	長谷 3134	0297-35-7111	0297-35-7113	電話	3~5		
22	地域活動支援センター「はあとぼ つぼ」	地域活動支援センター	岩井 1353	0297-36-2900		電話	3~5		
23	マルタホーム	グループホーム	長谷 751	0297-35-6311	0297-35-9898	電話	0.5~3		
24	桐木ケアホーム	グループホーム	桐木 644-13	0297-36-3385	0297-36-3385	電話	0~0.5		
25	彩	グループホーム	矢作 2663-21	0297-21-3262	0297-21-3272	電話	0.5~3		
26	ドレミファソライズ FC坂東	障害児通所施設	岩井 3440-1	0297-34-1820	0297-34-1821	電話	0~0.5		
27	通所介護事業所ハートフル広命	通所介護	小山 258	0297-38-1111	0297-38-1115	電話	0.5~3		
28	特別養護老人ホーム ハートフ ル広命	短期入所生活介護	小山 258	0297-38-1111	0297-38-1115	電話	0.5~3		
29	ハートフル広命	特別養護老人ホーム	小山 258	0297-38-1111	0297-38-1115	電話	0.5~3		

No.	施設名	種別	住所	電話	F A X	伝達 方法	想定浸水深 (m)		土砂 災害 警戒 区域
							利根川	鬼怒川	
30	ハートフル広命	軽費老人ホーム	小山 258	0297-38-1111	0297-38-1115	電話	0.5~3		
31	グループホーム理想	認知症対応型共同生活介護	岩井 2039	0297-47-5155	0297-47-5125	電話	0.5~3		
32	あずみ苑 岩井	通所介護	岩井 1823-1	0297-20-8115	0297-20-8116	電話	0~0.5		
33	あずみ苑 岩井	短期入所生活介護	岩井 1823-1	0297-20-8115	0297-20-8116	電話	0~0.5		
34	延寿館 デイサービスセンター	通所介護	長須 1188-2	0297-35-3715	0297-36-3715	電話	3~5		
35	延寿館 短期入所生活介護	短期入所生活介護	長須 1188-2	0297-35-3715	0297-36-3715	電話	3~5		
36	延寿館	特別養護老人ホーム	長須 1188-2	0297-35-3715	0297-36-3715	電話	3~5		
37	さしまの家	短期入所生活介護	生子 1630-1	0280-33-6400	0280-33-6402	電話	0.5~3		
38	さしまの家	特別養護老人ホーム	生子 1630-1	0280-33-6400	0280-33-6402	電話	0.5~3		
39	アブローズ・坂東デイサービスセンター	通所介護	岩井 2938-1	0297-38-4500	0297-38-4502	電話	3~5		
40	わかなかケアサービス	地域密着型通所介護	寺久 107-3	0297-20-9570	0297-20-9571	電話	0.5~3		
41	リハビリデイサービスほのぼの	地域密着型通所介護	岩井 3326-1	0297-38-8201	0297-38-8202	電話	0.5~3		
42	グループホーム パンヤンツリー岩井	認知症対応型共同生活介護	岩井 5200-29	0297-34-3738	0297-34-3886	電話	0.5~3		
43	あひるクラブ	放課後児童クラブ	岩井 2849-3	0297-21-2191	0297-21-2210	電話	0.5~3		
44	児童クラブ「青空」	放課後児童クラブ	長須 3746	0297-35-4501	0297-35-4731	電話	0.5~3		
45	認定こども園すずのき	幼保連携型認定こども園	長須 3746	0297-35-4501	0297-35-4731	電話	0.5~3		
46	認定こども園小山保育園	幼保連携型認定こども園	小山 123	0297-38-1171	0297-38-2136	電話	0.5~3		
47	坂東市立認定こども園ふたば	幼保連携型認定こども園	岩井 2211-25	0297-38-7654	0297-35-6554	電話	0~0.5		
48	家庭的保育園パンピ	家庭的保育施設	小山 972	0297-38-2316		電話	0.5~3		
49	小山保育園ひよこ教室	家庭的保育施設	小山 224-1	0297-38-1171	0297-38-2136	電話	0.5~3		
50	坂東市立岩井第一小学校	学校	岩井 2029-1	0297-35-0019	0297-36-3085	電話	0~0.5		
51	坂東市立長須小学校	学校	長須 1243	0297-35-5518	0297-36-3447	電話	0.5~3		
52	坂東市立岩井中学校	学校	上出島 1053	0297-34-3141	0297-34-3466	電話	0.5~3		

○地区防災計画一覧

No.	地区名	計画名称	策定
1	岩井第二地区	岩井第二地区防災計画	令和5年3月